

## 第3章 史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の本質的価値

### 第1節 両史跡に関わる本質的価値

本計画では亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚を対象として、保存管理、活用、整備等について両史跡の一体的な方針をまとめるものであるが、その背景として、両史跡には関連する本質的価値が以下のとおり認められる。

#### 1. 同様の周辺環境に適応した両史跡

両史跡は沖積低地を挟んで 200mほどの距離で南北に隣接し、屏風山砂丘地の東側縁辺部に位置する。いずれも古十三湖、屏風山砂丘地、日本海という同様の周辺環境に適応し形成された遺跡である。

#### 2. 存続期間が重複、連続する両史跡

亀ヶ岡石器時代遺跡は縄文時代晩期を中心とするが、前期から中期にかけての竪穴建物跡やフラスコ状土坑も確認されており、田小屋野貝塚とは存続期間が重複する。両史跡を通じて、縄文時代前・中期における集落の広がり、さらには屏風山砂丘地の縄文文化の変遷や環境変動への適応などを知ることができる。

両史跡に関連する以上の価値をふまえ、以下では史跡ごとに本質的価値を整理する。

### 第2節 亀ヶ岡石器時代遺跡の本質的価値と新たな価値評価の視点

#### (1) 史跡の本質的価値

昭和19年の史跡指定時の説明や、『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存管理計画書』において掲げられた亀ヶ岡石器時代遺跡の本質的価値は、概ね以下の4点に整理できる。

#### 1. 学史的に古くから知られた低湿地遺跡

- ▶ 沢根・近江野沢の南北低湿地では、地下深くの砂質粘土層中や泥炭層中から亀ヶ岡式土器や石器等が良好な状態で出土する遺跡として著名であった。
- ▶ 明治期以降、佐藤傳蔵、慶應義塾大学、青森県立郷土館等の発掘調査により、低湿地に良好な遺物包含層が広がることが確認された。
- ▶ 真福寺貝塚しんぷくじや是川遺跡これかわの組織的調査が実施される以前において、亀ヶ岡石器時代遺跡は唯一の低湿地遺跡として全国的に著名であった。
- ▶ 低湿地の調査で出土した土器や土偶、籃胎漆器等は質量ともに優れ、今に至るも亀ヶ岡石器時代遺跡を代表する遺物として位置づけられる。

#### 2. 古環境調査により、縄文時代の環境変遷と遺跡の関係が長期的に考察可能な遺跡

- ▶ 沢根・近江野沢の南北低湿地では、木材・種実・花粉・珪藻等の植物遺存体や鳥獣骨・魚骨・昆虫等の動物遺存体が良好な状態で保存されている。
- ▶ 大学・博物館等の研究機関により遺跡周辺の古環境調査が継続的に実施され、縄文時代晩期を中心とする古環境データの層位的変遷や考古学的データとの対応関係について研究が進んだ。こうした研究の結果、晩期における変化が次のように提示されている。
  - ①低湿地の泥炭形成が阻害され、有機質粘土層が堆積したことにより乾地化が進んだ。
  - ②湿地の水質が富栄養化したことにより、糞食～屍食性昆虫が増加した。
  - ③台地斜面下部を中心にトチノキが増加してクリと混生し、林縁に生える有用植物も確認されていることから、植物資源の管理が推定される。

### 3. 「亀ヶ岡式土器」や「亀ヶ岡文化」の標識遺跡であり、日本考古学の発展に大きく貢献した遺跡

- ▶ これまで亀ヶ岡石器時代遺跡からは、漆塗りを含む完形の土器、遮光器土偶等の各種の土製品、石器、玉類等の石製品、骨角器、籃胎漆器等の植物性遺物といった縄文時代晩期の多様な遺物が出土している。
- ▶ 量的に豊富で遺存状態の良い土器や土偶は考古学史の初期から注目され、亀ヶ岡式土器の分類や編年研究、亀ヶ岡文化の地域性の研究において基準資料として活用された。

### 4. 重要文化財に指定された遮光器土偶をはじめ、工芸的に優れた重要資料が出土した遺跡

- ▶ 明治20年に発見され、昭和32年に重要文化財に指定された大型遮光器土偶は縄文文化を象徴する考古資料である。この他にも工芸的に優れた精製土器や土製品・石製品等が亀ヶ岡遺跡からは多数出土している。
- ▶ 出土資料は国内外の多くの機関に所蔵され、その保存および公開活用が図られている。

## (2) 新たな価値評価の視点

昭和57年の青森県立郷土館および平成20年以降のつがる市教育委員会の調査により、以下の点を本質的価値として新たに加えることができる。

### 1. 縄文時代晩期の東北地方北部から北海道南部における共同墓地の特徴や文化的一体性を良く示す遺跡

- ▶ 丘陵上ではこれまでに計110基の土坑墓が確認され、今後の調査の進展により検出数のさらなる増加が見込まれる。
- ▶ 土坑墓群は丘陵縁辺部に重複して集中し、長軸方向等に一定の規則性が窺われた。
- ▶ 土坑墓のいくつかには上面のロームマウンドや底部の壁溝といった構造的特徴があり、底面付近には玉類等の副葬や赤色顔料の散布が認められた。



### 第3節 田小屋野貝塚の本質的価値と新たな価値評価の視点

#### (1) 史跡の本質的価値

昭和19年の史跡指定時の説明や、『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存管理計画書』において掲げられた田小屋野貝塚の本質的価値は、概ね以下の2点に整理できる。

##### 1. 北日本の日本海側では希少かつ著名な貝塚を伴う遺跡

- ▶ 明治期以降の佐藤傳蔵、山内清男、中谷治宇二郎の調査によって縄文時代前期～中期の円筒土器文化期の遺跡であることが明らかになった。
- ▶ 地表の貝殻散布から、ヤマトシジミを主とする貝塚を伴うことが古くより知られていた。

##### 2. 骨角器類を通して当時の日常的な活動がよく窺われる遺跡

- ▶ 青森県立郷土館の調査では、縄文時代前期の竪穴建物跡内の貝層から土器、石器、クジラ・イルカ・アシカ等の海獣骨とともに、刺突具、釣針、装身具、骨匕、骨べら、牙製垂飾品などの骨角器が出土した。
- ▶ 未成品のベンケイガイ製貝輪が多数出土しており、その製作遺跡であったと考えられる。
- ▶ ベンケイガイ製貝輪は、その生息地外とされる北海道でも出土しており、一方で本遺跡からは北海道産黒曜石が出土していることから、北海道との交流・交易の可能性も指摘されている。

#### (2) 新たな価値評価の視点

平成以降の青森県立郷土館およびつがる市教育委員会の史跡内外の調査により、以下の2点を本質的価値として新たに加えることができる。

##### 1. 縄文時代前期から中期にかけての集落変遷や構造が明らかとなり、貝塚の形成や貝層出土遺物と、遺跡の東側に広がる古十三湖との関係性が明らかになった。

- ▶ 縄文時代前期から中期にかけて、集落の広がる範囲、遺構の種類、遺構の配置が変化することが明らかになった。
- ▶ 津軽平野の縄文海進について解明が進み、貝塚の主体となる汽水性のヤマトシジミが古十三湖から採取された可能性が強まった。

##### 2. 埋葬人骨が土坑墓から、各種の動植物遺存体が貝層中から出土し、縄文時代前期のこの地域における生業や食生活の解明が進んだ。

- ▶ 出土人骨は、形質人類学的特徴から妊娠・出産歴のある成人女性と推定され、炭素窒素安定同位体比測定による食性分析から、堅果類、海産物、淡水魚等の摂取が推定された。
- ▶ 貝層からはマイワシ、ニシン科、スズキ、タイ科、サバ属、ボラ、フナ属、コイ科、ハゼ科、サケ科等の動物遺存体が出土し、近海から沖合、内水面など様々な漁場での漁労活動が具体的に推定できるようになってきた。
- ▶ 植物遺存体ではオニグルミやクリ等が出土しており、集落の周辺に生育していた可能性がある。

## 第4節 構成要素の特定

### (1) 構成要素の区分

亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の両史跡および周辺地域は、本質的価値を構成する要素、その他の構成要素、周辺地域を構成する要素に分けられる。本質的価値を構成する要素とその他の構成要素は史跡指定地内、周辺地域を構成する要素は史跡指定地外に関わるものである。以下に、各史跡の構成要素をまとめる。

### (2) 亀ヶ岡石器時代遺跡の構成要素とその概要

#### ① 本質的価値を構成する要素（史跡指定地内）

縄文時代前期から弥生時代前期にかけての遺構・遺物が確認されているが、特に縄文時代晩期の墓域・捨て場とそこからの出土遺物は重要な構成要素である。さらに、墓域の広がる丘陵、捨て場の広がる低湿地およびその間の斜面地からなる当時の地形的特徴もよく残されており、史跡の本質的価値を構成する要素の一つである。

#### ② その他の構成要素（史跡指定地内）

その他の構成要素は、本質的価値を補完する要素と将来的な改善・除却が望まれる要素に大きく分けられる。

本質的価値を補完する要素には、近世以降の館岡地区の歴史遺産として重要な雷電宮<sup>らいでんぐう</sup>、戦後に文化財保護委員会が設置した史跡境界杭、史跡の価値を示す説明板等が該当する。

将来的な除却・改善が望まれる要素には、旧宅地に残されたマツやスギ等の植栽樹木、市道や用水路等の現代的な利用に関わる施設が該当する。史跡指定地西側に広がる一般住宅や倉庫等も、史跡の保護や縄文遺跡にふさわしい景観形成のため、将来的には改善が望まれる。

表8 亀ヶ岡石器時代遺跡 史跡指定地内の構成要素

区分	細目	要素	概要	
本質的価値を構成する要素	自然的要素	自然地形・地層	低湿地を形成する南北の沢および泥炭層	
			屏風山砂丘地の丘陵	
			低湿地と丘陵の間の斜面	
	遺構	縄文時代晩期の遺構	亀ヶ岡文化期の竪穴建物跡、土坑墓、埋設土器、捨て場等	
		縄文時代前期～後期、弥生時代前期頃の遺構	縄文時代前期～中期の竪穴建物跡・フラスコ状土坑等、縄文時代後期の埋設土器・土坑・捨て場等、弥生時代前期頃の溝跡等	
	遺物	縄文時代晩期の人工遺物	亀ヶ岡式土器、遮光器土偶等の土製品、石器、玉類等の石製品、骨角器、木製品、籃胎漆器、漆加工関連遺物等	
その他の時期の人工遺物		円筒土器文化期の土器・石器等、弥生時代前期頃の土器・土製品・石器・石製品		
自然遺物		動物遺存体(鳥獣骨・魚骨・昆虫)、植物遺存体(木材・種実・花粉・珪藻)等		
その他の構成要素	歴史的要素	近世以降の遺産	雷電宮(元和8年(1622)由緒)、庚申塔、防風・防砂林	
		文化財保護	史跡境界杭(石柱「第二号文保委」)	
	(本質的価値を補完する要素)	現代的な利用に係る施設等	管理施設	史跡説明板、雷電宮案内板
		植生	植栽樹木	マツ、スギ、カエデ、ヤナギ、クリ等
	(改善・除却すべき要素)	現代的な利用に係る施設等	道路・水路	市道、用水路
		現代的要素		一般住宅、倉庫、井戸、集会所、電柱、田畑、ビニールハウス

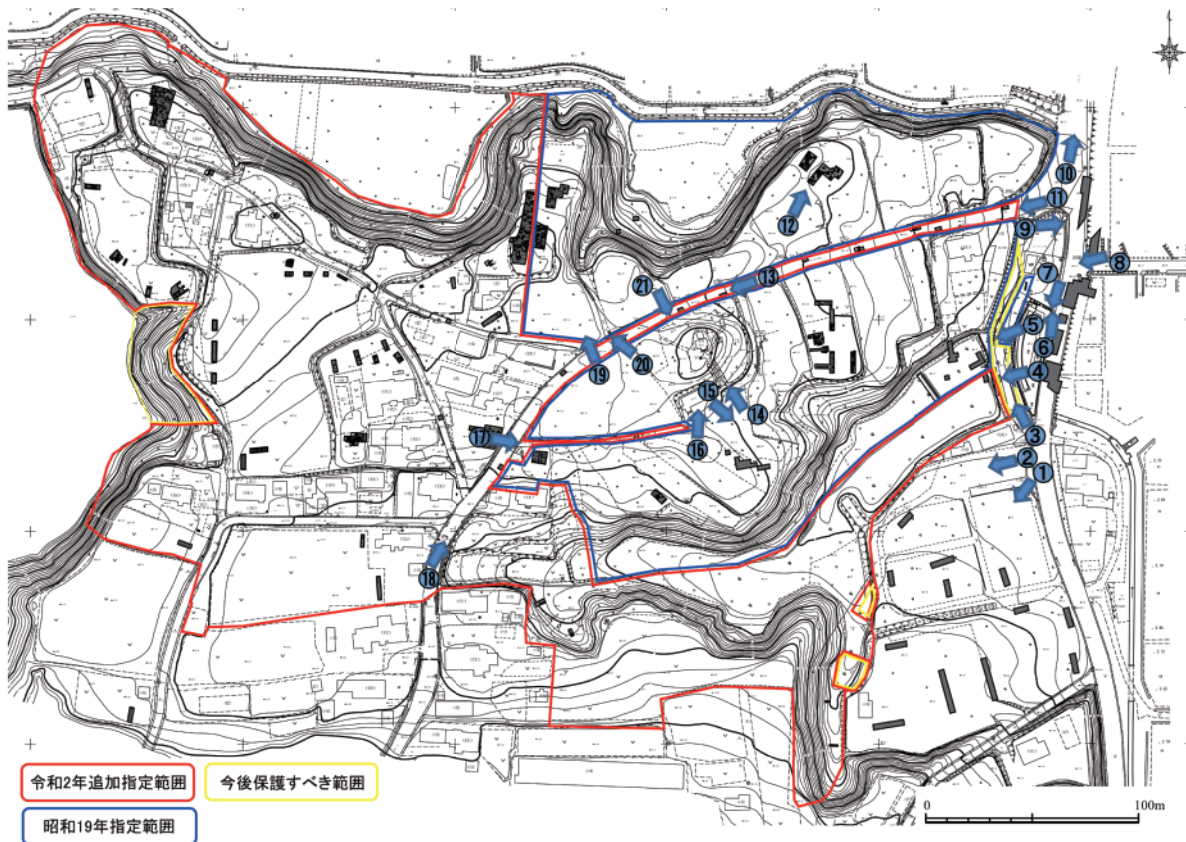


図 30 亀ヶ岡石器時代遺跡の史跡内外現況写真撮影方向



① 仮設駐車場



② 縄文遺跡案内所



③ しゃこちゃん広場の遊歩道



④ しゃこちゃん広場の土偶石像

写真 21 亀ヶ岡石器時代遺跡の現況①





⑤ しゃこちゃん広場の四阿、低湿地の説明版



⑥ 亀ヶ岡石器時代遺跡の総合説明板



⑦ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」共通サイン



⑧ しゃこちゃん広場のトイレ・駐車場



⑨ 市内資料館等の案内板



⑩ 県道鱒ヶ沢蟹田線



⑪ 市道亀ヶ岡館岡線



⑫ 台地北側土坑墓群の説明板





⑬ 市道亀ヶ岡館岡線



⑭ 雷電宮



⑮ 雷電宮地区土坑墓群の説明板



⑯ 亀ヶ岡地区集会所



⑰ 雷電宮参道入口、庚申塔



⑱ 史跡南西部の宅地



⑲ 台地北側土坑墓群の説明板



⑳ 弘南バス 亀ヶ岡停留所



㉑ 雷電宮・亀ヶ岡遺跡案内板

写真 23 亀ヶ岡石器時代遺跡の現況③



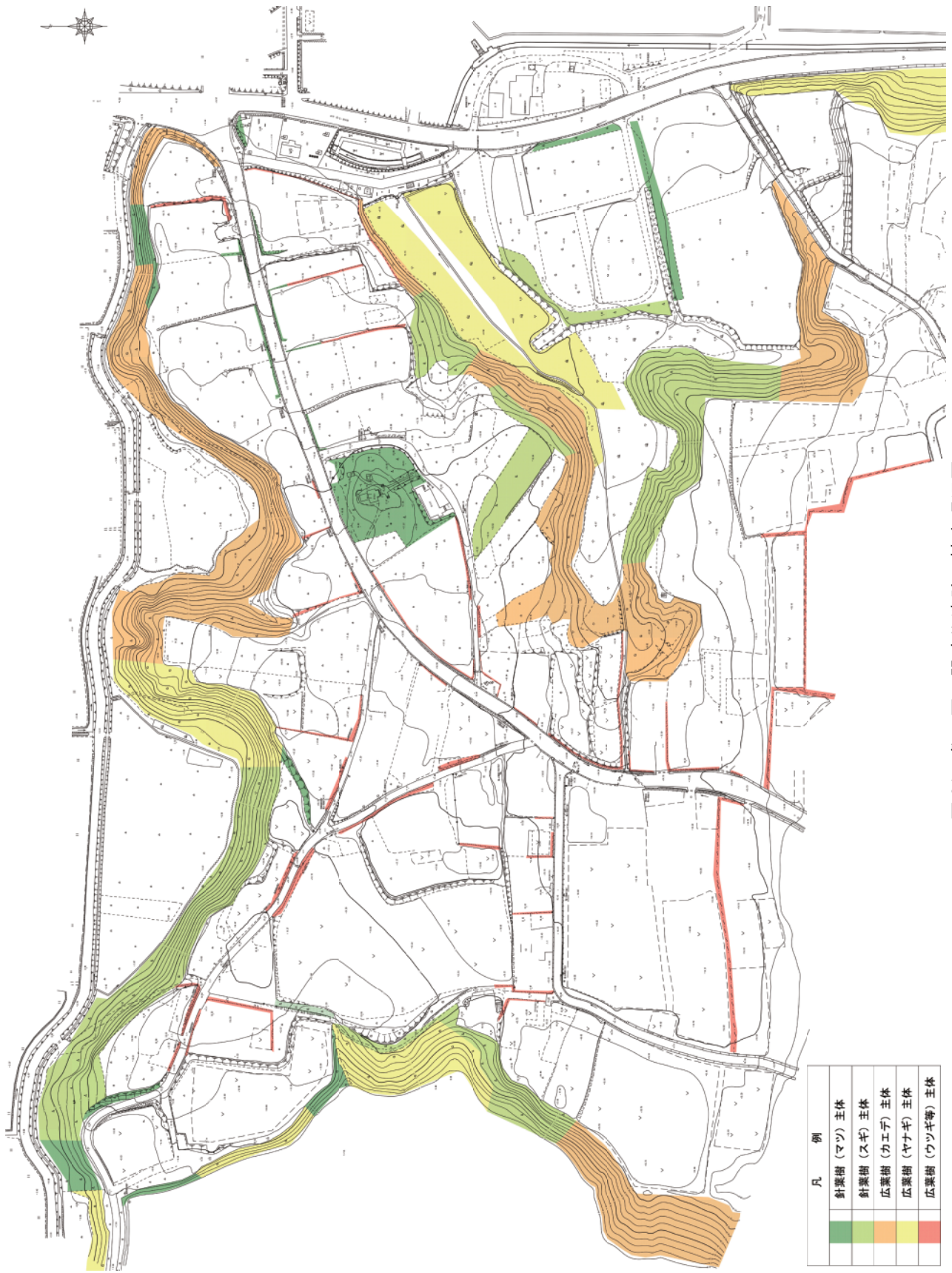


図 31 亀ヶ岡石器時代遺跡の植生現況図

### ③ 周辺地域を構成する要素（史跡指定地外）

史跡指定地外の周辺地域においても、本質的価値を補完する各種の要素が認められる。亀ヶ岡石器時代遺跡の載る台地に連続する屏風山砂丘地、湖沼地帯、津軽平野などの自然地形は、縄文時代の景観を伝える際に基礎になるものであり、また藩政期以降のこの地域の新田開発の歴史とも深く結びついている。さらに、地域の民間信仰を示す庚申塔・百万遍・化粧地蔵等の石造物も多く残されている。

史跡の価値を示す説明板、「北海道・北東北の縄文遺跡群」としての価値を示す共通サインも本質的価値を補完する周辺地域の要素である。駐車場やトイレを備えた「しゃこちゃん広場」等の管理施設も来訪者の利便性向上のために重要である。

表9 亀ヶ岡石器時代遺跡 史跡指定地外の構成要素

区分	細目	要素	概要
周辺地域を構成する要素	自然的要素	自然地形	史跡西側に延びる丘陵・溜池
			史跡東側の津軽平野
	歴史的要素	遺跡	田小屋野貝塚(縄文前期～晩期、平安)、筒木坂屏風山(1)遺跡(縄文前期～後期、平安)、上沢辺(2)遺跡(縄文後・晩期)、館岡屏風山(2)遺跡(縄文後・晩期、弥生)
			近世以降の遺産
	現代的な利用に係る施設等	管理施設	史跡東側のしゃこちゃん広場(トイレ・駐車場・四阿・遊歩道・花壇・土偶石像・案内板・「北海道・北東北の縄文遺跡群」共通サイン)
			史跡南側の遺跡案内所(プレハブ)・簡易駐車場
植生	植栽樹木	マツ、スギ、カエデ、ヤナギ、ウツギ等	
現代的要素		一般住宅、倉庫、電柱、田畑、ビニールハウス、用水路	

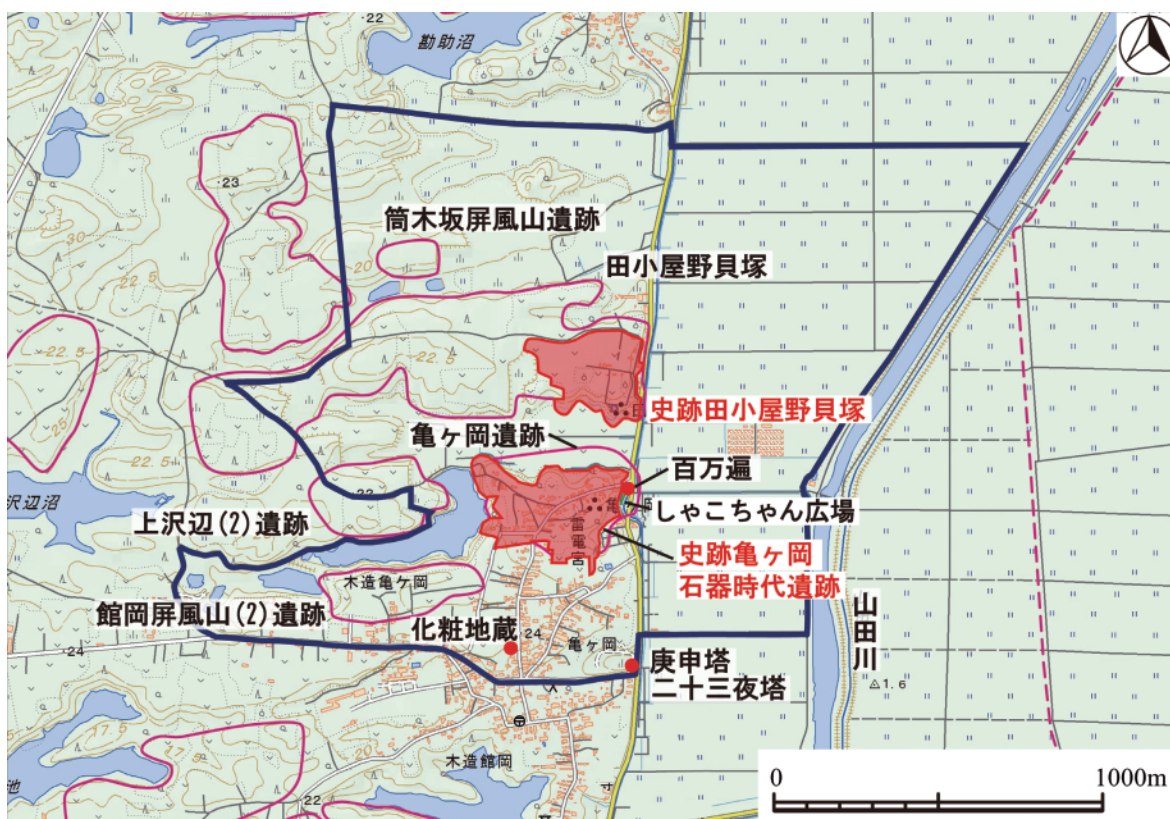


図32 周辺地域を構成する要素

### (3) 田小屋野貝塚の構成要素とその概要

#### ① 本質的価値を構成する要素（史跡指定地内）

縄文時代前期から中期にかけての遺構・遺物が確認されているが、特に縄文時代前期の集落を構成する居住域・墓域・貯蔵穴・貝層とそこからの出土遺物は重要な構成要素である。さらには、集落の広がる丘陵地形も史跡の本質的価値を構成する要素の一つである。

#### ② その他の構成要素（史跡指定地内）

その他の構成要素は、本質的価値を補完する要素と将来的な改善・除却が望まれる要素に大きく分けられる。

本質的価値を補完する要素には、史跡の価値を示す説明板や「北海道・北東北の縄文遺跡群」としての価値を示す共通サインが該当する。

将来的な除却・改善が望まれる要素には、旧宅地に残されたマツやスギ等の植栽樹木、市道等の現代的な利用に関わる施設が該当する。史跡指定地内の一般住宅や倉庫等も、史跡の保護や縄文遺跡にふさわしい景観形成のため、将来的には改善が望まれる。

表 10 田小屋野貝塚 史跡指定地内の構成要素

区分	細目	要素	概要
本質的価値を構成する要素	自然的要素	自然地形	屏風山砂丘地の丘陵
	遺構	縄文時代前期～中期の遺構	円筒土器文化期の竪穴建物跡、土坑墓、フラスコ状土坑、埋設土器、貝層、盛土遺構等
		縄文時代前期の人骨	土坑墓出土の埋葬人骨
	遺物	縄文時代前期～中期の人工遺物	円筒下層・上層式土器、石器、石製品、骨角器、装身具、ベンケイガイ製貝輪等
縄文時代前期～中期の自然遺物		動物遺存体(鳥獣骨・魚骨・ヤマトシジミ他貝類)、植物遺存体(木材種実)等	
その他の構成要素	(本質的価値を補完する要素)	現代的な利用に係る施設等	管理施設 史跡説明板、「北海道・北東北の縄文遺跡群」共通サイン
		植生	植栽樹木 マツ、スギ、ヤナギ等
	(改善・除却すべき要素)	現代的な利用に係る施設等	道路 市道、私道
		現代的要素	一般住宅、倉庫、井戸、電柱

#### ③ 周辺地域を構成する要素（史跡指定地外）

史跡指定地外の周辺地域においても、本質的価値を補完する各種の要素が認められる。田小屋野貝塚の集落が広がる丘陵地に連なる屏風山砂丘地、ヤマトシジミの採取場と考えられる古十三湖の広がりやを彷彿とさせる津軽平野等の自然地形が該当する。駐車場やトイレを備えた「しゃこちゃん広場」等の管理施設も周辺地域の構成要素である。



表 11 田小屋野貝塚 史跡指定地外の構成要素

区分	細目	要素	概要
周辺地域を構成する要素	自然的要素	自然地形	史跡西側に延びる丘陵
			史跡東側の津軽平野
	歴史的要素	遺跡	亀ヶ岡石器時代遺跡(縄文前期～晩期、弥生前・中期、平安、中世、近世)、筒木坂屏風山(1)遺跡(縄文前期～後期、平安)、上沢辺(2)遺跡(縄文後・晩期)、館岡屏風山(2)遺跡(縄文後・晩期、弥生)
	現代的な利用に係る施設等	管理施設	史跡南側の「しゃこちゃん広場」(トイレ・駐車場・四阿・遊歩道・花壇・土偶石像・案内板)、遺跡案内所(プレハブ)、簡易駐車場
			県道沿いの案内板
	植生	植栽樹木	マツ、スギ、カエデ、ヤナギ等
現代的要素		一般住宅、倉庫、電柱、田畑、ビニールハウス、用水路	

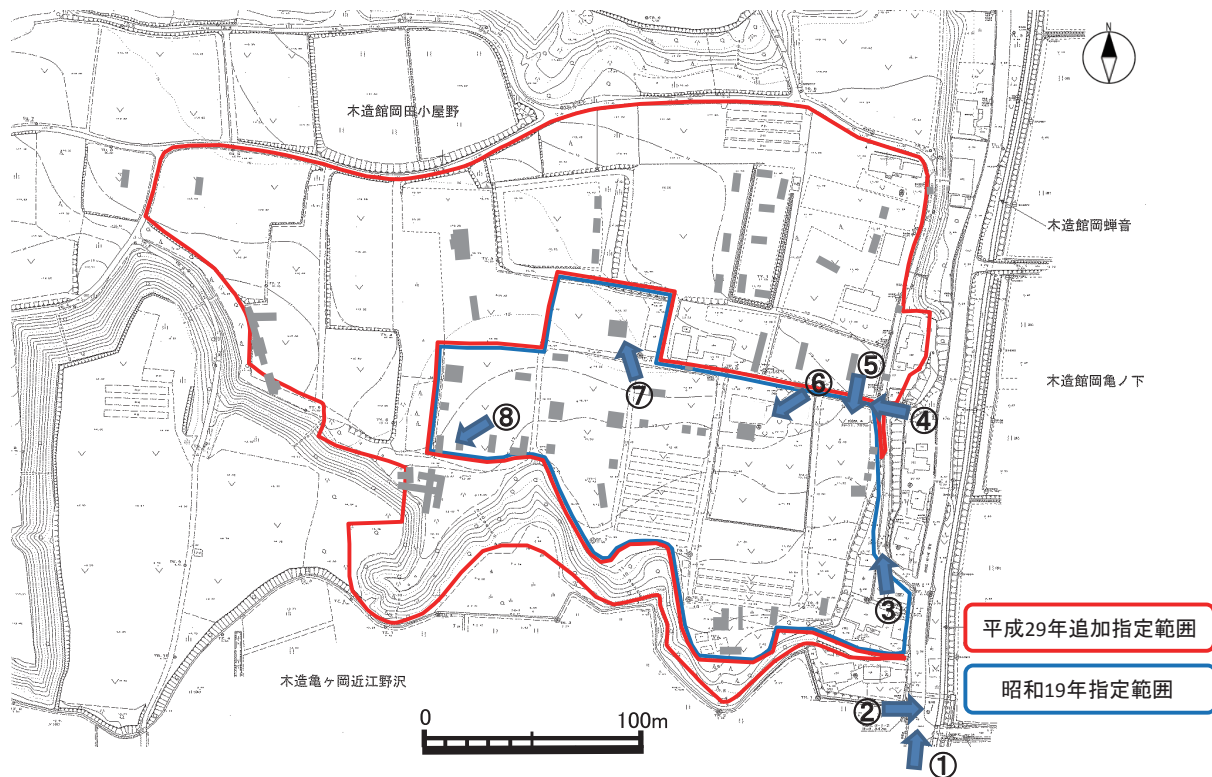


図 33 田小屋野貝塚の史跡内外現況写真撮影方向



① 県道鯉ヶ沢蟹田線



② 田小屋野貝塚案内板

写真 24 田小屋野貝塚の現況①



③ 市道田小屋野上沢辺線



④ 民有地の舗装道路



⑤ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」共通サイン



⑥ 人骨出土地点の説明板



⑦ 竪穴建物跡内貝層出土地点の説明板



⑧ 竪穴建物跡内貝層および骨角器等出土地点の説明板

写真 25 田小屋野貝塚の現況②





図 34 田小屋野員塚の植生現況図

## 第4章 史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の現状と課題

### 第1節 亀ヶ岡石器時代遺跡の現状と課題

#### (1) 保存管理

##### ① 現状

平成21年の保存管理計画策定時、亀ヶ岡石器時代遺跡の93%が民有地であった。つがる市では地下遺構・遺物の保全を目的として平成24年度より公有化事業に着手し、昭和19年の指定範囲については90%を超える高い公有化率を達成している。令和2年の史跡追加指定を経て、令和3年3月現在で43%の公有化率となっている。

公有地は現在更地となっており、除草や立木の剪定等の日常管理を実施している。亀ヶ岡石器時代遺跡を通る生活用道路に面した箇所には柵を設置して安全管理にも努めている。そのため、史跡の保存に影響を及ぼす新たな要因は生じていないが、旧宅地や旧農地では切土等の影響から表土の薄い箇所も存在する。さらに、旧宅地部分の道路境界や土地境界、斜面地等には立木が繁茂しており、根の侵入による遺構への影響が懸念されるとともに、幹や枝葉が現地の視界を遮る大きな要因となっている。低湿地の公有化も進んでいるが、ヨシ・スキ等が生い茂るままとなっている。



写真 26 沢根低湿地の現状（東から）



写真 27 近江野沢低湿地の現状（北から）

なお、亀ヶ岡石器時代遺跡の東側隣接地には、県道に面して「しゃこちゃん広場」が整備されており、トイレ・駐車場や公園部分については日常的に維持管理されている。

史跡西側に広がる民有地は宅地・畑・山林等として利用されており、畑と宅地が高い割合を占める。特に畑地では日常的な耕作が行われていることから、長期的には遺構・遺物へ与える影響も懸念される。

##### ② 課題

史跡指定地西側には宅地が広がり、住宅の建て替えや新規の井戸掘削が今後生じる可能性もあることから、地域住民の生活と調和した保存管理の実施が引き続きの課題である。

加えて、公有地内の台地部分には表土の薄い箇所もあり、保護盛土等による遺構・遺物の



保全が課題となっている。低湿地においては脆弱な植物性遺物等の存在がこれまでの調査で確認されているが、現状の地下水位や水質等については不明な点が多く、低湿地環境の経過観察も課題となっている。

史跡東側に隣接する「しゃこちゃん広場」は指定地と同等の価値を有する可能性が高いが、所有者の不明確な土地や土地登記簿上の現地確認不能地が含まれており、その課題解決および追加指定に向けて継続的に取り組んでいく必要がある。

史跡地の日常管理として、委託業者・職員による除草や立木の剪定が定期的に行われているが、公有地面積の増加に従い、管理が困難になりつつある。そのため、継続的な史跡保存および景観保全のための仕組み作りも必要である。

## (2) 活用

### ① 現状

「しゃこちゃん広場」内に亀ヶ岡石器時代遺跡の総合説明板を設置し、史跡内の主要な発掘調査地点には遺構や遺物を紹介する簡易説明板を配置している。令和元年度には「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産であることを表示した共通サインも設置している。平成30年度からは「しゃこちゃん広場」内にプレハブを利用した「縄文遺跡案内所」を設置し、史跡のパネル紹介、パンフレット設置、周辺観光案内等の情報発信に努めている。令和元年度からはボランティアガイド「つがる縄文遺跡案内人」を発足させ、遺跡来訪者へのきめ細かな情報提供に努めている。令和2年度からは亀ヶ岡石器時代遺跡の南側隣接地を公有化し、大型バスや一般車両の駐車可能な仮設駐車場を設置するとともに、「縄文遺跡案内所」を併設して規模を拡大し、遺跡ボランティアガイドの拠点としても活用している。



写真 28 「縄文遺跡案内所」の展示



写真 29 ボランティアガイドの活動

遺跡活用団体の取り組みとしては、平成21年度以降 NPO 法人つがる縄文の会による「JOMON 亀ヶ岡遺跡まつり」があり、史跡の所在する地区住民と一体となって各種の取り組みが実施されてきている。また、県立木造高等学校は JR 東日本と連携して「駅からハイキング」を実施し、県外来訪者等に向けた史跡や地域の魅力発信に取り組んでいる。

## ② 課題

現在は地下遺構が埋め戻されており、丘陵上の土坑墓群・竪穴建物跡や低湿地の捨て場といった構成要素の特徴が現地で伝わりにくい。出土資料を現地で見学できる施設もなく、史跡から比較的近くに所在する木造亀ヶ岡考古資料室もアクセスが不便である。

## (3) 整備

### ① 現状

県道鯉ヶ沢蟹田線に付帯して、史跡の東側隣接地にはトイレ・駐車場・四阿・遊歩道を備えた「しゃこちゃん広場」が整備されている。史跡地については、これまで公有化による保護と内容確認調査および追加指定が進められてきたが、簡易説明板の設置を除けば整備は未着手である。

### ② 課題

地下遺構の表示や遊歩道・便益施設等の整備とあわせ、縄文時代の景観復元に向けた取り組みも今後の大きな課題となっている。公有地のうち、旧宅地部分の立木には縄文時代の植生にふさわしくないものもあることから、今後の整備計画にしたがい段階的な伐採と新たな植栽を実施していく必要がある。本質的価値を構成する沢根・近江野沢地区の低湿地については、植物性遺物等の保存環境に影響を与えない整備手法の検討も必要である。また現状では、史跡内を通過する生活用道路を来訪者動線として利用していることから、来訪者の安全確保に配慮した新たな動線の設定も課題である。

史跡近隣地には出土資料を見学できる既存施設がなく、新たな展示公開施設の建設も今後の課題となっている。



写真 30 史跡地内の松並木（西から）

## (4) 運営・体制の整備

### ① 現状

史跡の管理団体はつがる市であることから、つがる市教育委員会社会教育文化課が日常的な保存管理を行っている。遺跡来訪者への解説はつがる市教育委員会職員や遺跡ボランティアガイドが対応し、イベント開催にあたっては NPO 法人つがる縄文の会、県立木造高等学校、地域住民等とつがる市教育委員会が連携を図りながら実施している。

### ② 課題

今後、史跡を有効活用し、田小屋野貝塚と一体的な整備を推進していくためには、上記の各団体とともに地域住民や庁内関係各課とのより一層の連携が必要となることから、その体制づくりが課題である。

## 第2節 田小屋野貝塚の現状と課題

---

### (1) 保存管理

#### ① 現状

平成21年の保存管理計画策定時、田小屋野貝塚の100%が民有地であった。そのため、つがる市では地下遺構・遺物の保全を目的として平成25年度より公有化事業に着手し、昭和19年の指定範囲については、90%を超える高い公有化率を達成している。平成29年の史跡追加指定を経て、令和3年3月現在で68%の公有化率となっている。

公有地は現在更地となっており、除草や立木の剪定等の日常管理を実施している。そのため、史跡の保存に影響を及ぼす新たな要因は生じていない。しかし、旧宅地部分の道路境界や土地境界等には立木が繁茂しており、根の侵入による遺構への影響が懸念されるとともに、幹や枝葉が現地の視界を遮る大きな要因となっている。

民有地については、宅地・畑・山林等として利用されている。特に畑地では日常的な耕作が行われていることから、長期的には遺構・遺物へ与える影響も懸念される。

#### ② 課題

公有地内には表土の薄い箇所もあり、保護盛土等による遺構・遺物の保全が課題である。

史跡地の日常管理として、委託業者・職員による除草や立木の剪定が定期的に行われているが、公有地面積の増加に従い、管理が困難になりつつある。

史跡指定地内やその周辺には宅地や畑地が広がることから、地域住民の生活と調和した保存管理の実施も引き続きの課題である。

### (2) 活用

#### ① 現状

史跡内の主要な発掘調査地点には、遺構や遺物を紹介する簡易説明板を配置している。令和元年度には「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産であることを表示した共通サインも設置している。平成29年に縄文住居展示資料館（カルコ）で企画展示「田小屋野貝塚人骨展」を開催し、出土人骨等から分かる縄文時代の暮らしを紹介した。平成30年度以降、「縄文遺跡案内所」の設置とあわせてボランティアガイド「つがる縄文遺跡案内人」が活動を実施しており、遺跡来訪者へのきめ細かな情報提供に努めている。令和2年度からは亀ヶ岡石器時代遺跡の南側隣接地を公有化し、大型バスや一般車両の駐車可能な仮設駐車場を設置するとともに、「縄文遺跡案内所」を併設して規模を拡大し、遺跡ボランティアガイドの拠点としても活用している。

遺跡活用団体の取り組みとしては、平成21年度以降 NPO 法人つがる縄文の会により、田小屋野貝塚の情報発信を目的とした「田小屋野貝塚ウォーク」が行われ、史跡の所在する地区住民と一体となって各種の取り組みが実施されてきている。また、県立木造高等学校では JR 東日本と連携して「駅からハイキング」を実施し、県外来訪者等に向けた史跡や地域の魅力発信に取り組んでいる。





写真 31 縄文住居展示資料館で開催された「田小屋野貝塚人骨展」

図 35 「田小屋野貝塚人骨展」ポスター



写真 32 「田小屋野ウォーク」での地元産品ふるまい



写真 33 「駅からハイキング」実施の様子



写真 34 田小屋野貝塚の埋葬人骨を再現する木造高校生



## ② 課題

現在は地下遺構が埋め戻されており、竪穴建物跡・土坑墓・貯蔵穴・地点貝塚といった構成要素の特徴が現地で伝わりにくい。出土資料を現地で見学できる施設もなく、埋葬人骨を含めた出土資料を展示している縄文住居展示資料館（カルコ）は史跡から離れた市街地に所在する。また、現状においてガイド活動や情報発信の拠点となる「縄文遺跡案内所」は田小屋野貝塚から400m程離れ、ルート上の県道は歩道等が未整備であることから、来訪者の安全確保が課題となっている。



写真 35 亀ヶ岡石器時代遺跡から田小屋野貝塚に通じる県道（南から）

## （3）整備

### ① 現状

これまで公有化による史跡保護と内容確認調査および追加指定が進められてきたが、簡易説明板の設置を除けば整備は未着手である。

### ② 課題

地下遺構の表示や遊歩道・便益施設等の整備とあわせ、縄文時代の景観復元に向けた取り組みも今後の大きな課題となっている。公有地のうち、旧宅地部分の立木には縄文時代の植生にふさわしくないものもあることから、今後の整備計画にしたがい段階的な伐採と新たな植栽を実施していく必要がある。また現状では、史跡周囲や一部史跡内を通る生活用道路を来訪者動線として利用していることから、来訪者の安全確保に配慮した新たな動線の設定も課題である。

史跡近隣地には出土資料を見学できる既存施設がなく、新たな展示公開施設の建設も今後の課題となっている。

## （4）運営・体制の整備

### ① 現状

史跡の管理団体はつがる市であることから、つがる市教育委員会社会教育文化課が日常的な保存管理を行っている。遺跡来訪者への解説はつがる市教育委員会職員や遺跡ボランティアガイドが対応し、イベント開催にあたっては NPO 法人つがる縄文の会、県立木造高等学校、地域住民等とつがる市教育委員会が連携を図りながら実施している。

### ② 課題

今後、史跡を有効活用し、亀ヶ岡石器時代遺跡と一体的な整備を推進していくためには、上記各団体とともに地域住民や庁内関係各課とのより一層の連携が必要となることから、その体制づくりが課題である。

## 第5章 大綱・基本方針

第3章に示した亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の本質的価値とその構成要素をふまえ、両史跡の取り扱いに関する大綱・基本方針を以下のように位置づける。

### 集う、交わる、未来へつなぐ ～屏風山が育んだ縄文の営みと心～

#### 1) 史跡の本質的価値を適切に保存し、次世代へ確実に継承する

丘陵から低湿地にかけて広がる亀ヶ岡石器時代遺跡、丘陵上に立地し地点貝塚を内包する田小屋野貝塚はいずれも広域であり、地点ごとに地下遺構・遺物の内容や保存環境が大きく変化することから、各地点の状況に応じたきめ細やかな保存管理を実施していく。そのためには、職員による日常的な点検に加え、低湿地の地下水位等の経年変化を客観的に把握するための手法も検討していく。

適切な保存管理のためには今後とも公有化を進めていくが、史跡地内外に民有地が広がることから、地域住民の生活との調和も中長期的視点で検討していく。

#### 2) 地域の学習・交流拠点として、「地域づくり・人づくり」を推進する

亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚が地域の核となり、その活用をめぐって遺跡活用団体、ボランティアガイド、地域住民の結びつきが生まれてきている。今後とも、こうした結びつきを活かした「地域づくり・人づくり」を推進させるとともに、市内資料館等の既存施設や周辺の歴史遺産および観光スポットをつなぐ一体的活用と情報発信を図っていく。

#### 3) 亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚の一体的整備を推進する

亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚は、立地環境や存続期間等の共通点がある。両史跡の有効活用を図るためには一体的な整備を進め、周辺地域の自然環境や縄文文化の変遷とともにその価値を分かりやすく発信していく。整備の基本情報として発掘調査結果を十分に活用していくが、両史跡ともにこれまでの調査地点は一部分であり、集落構造には依然不明な点も多いことから、さらなる内容確認調査も実施しつつ、段階的な整備を進めていく。

一体的な整備のためには、津軽平野周辺の古環境変遷や両史跡の出土資料等を紹介する新たな展示公開施設の建設も推進していく。

#### 4) 史跡の確実な保存管理および継続的な活用のための体制づくりを推進する

史跡の保存活用が今後継続的に推進されていくためには、様々な活動を支える安定した運営体制と人材育成が不可欠である。史跡管理団体であるつがる市においては、専門職員の継続的配置を図り、遺跡ボランティアガイドの育成等に努めていく。さらに遺跡活用団体や地域住民とのより一層の連携を図りながら、多様かつ継続的な人員体制の構築を推進していく。

## 第6章 保存管理

### 第1節 方向性

亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の本質的価値を構成する要素を確実に保護し、次世代に継承するために、史跡指定地と周知の埋蔵文化財包蔵地について適切な保存管理区分を設定し、現状変更の取扱い基準を定める。史跡内および周辺地域には私有地が広がることから、住民生活との調和を図りつつ、地権者の意向を尊重しながら順次公有化を進めていく。

その他の構成要素については、第3章第4節において「本質的価値を補完する要素」と「改善・除却すべき要素」に分けて整理したが、亀ヶ岡石器時代遺跡の史跡指定地内には、「本質的価値を補完する要素」として遺跡の研究史と深く関わる雷電宮や、文化財保護の歴史を今に伝える史跡境界杭が残されており、こうした歴史的要素は引き続き保存を図っていく。

### 第2節 方法

#### (1) 保存管理の手法

亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚とその周辺について、遺構・遺物の遺存状況から以下のとおり A～D 地区の地区区分を定める。このうち A・B 地区は史跡指定地、C 地区は史跡指定地外の周知の埋蔵文化財包蔵地であり、今後指定を目指す保護すべき範囲、D 地区は史跡指定地外の周知の埋蔵文化財包蔵地である。各史跡の地区区分とその該当地区を以下のとおり定める。

#### ① 亀ヶ岡石器時代遺跡の地区区分（図 36）

##### 【史跡指定地】

##### A 地区

史跡として最も価値を有する地区。史跡の本質的価値の中心となる地区であり、台地・斜面地・低湿地が該当する。縄文時代の地形や各種の遺構・遺物が比較的良好に保存されている。特に、低湿地部分は植物性遺物を含む各種の人工遺物や泥炭層中の自然遺物が比較的良好に保存されている。こうした地形および遺構・遺物とその保存環境を確実に保護するとともに、積極的な活用を図る。

##### B 地区

史跡として価値を有する地区であるが、住宅・道路・水路等が現存する地区。過去の地形改変の痕跡が認められる場所があるが、地下に遺構・遺物が残存している可能性が高く、A 地区と同様に保存管理を実施する必要がある。



## 【史跡指定地外の周知の埋蔵文化財包蔵地】

### C 地区

史跡指定地と同等の価値を有し、今後保護すべき地区。過去の地形改変の痕跡が認められる場所があるが、遺構・遺物が残存している可能性が高い。史跡指定地と同様の取扱いが望まれるが、当面は周知の埋蔵文化財包蔵地として文化財保護法に基づいた取扱いを行う。

各種の開発計画が生じた場合は、地権者・管理者に現状保存の協力を求めていく。また、史跡地との景観の調和を図るため、つがる市景観計画に従い良好な景観形成に配慮していく。

### D 地区

史跡指定地に近接する周知の埋蔵文化財包蔵地。文化財保護法に基づいた取扱いを行い、各種の開発計画が生じた場合は、地権者・管理者に現状保存の協力を求めていく。今後、遺構・遺物の保存状態が良好な地点が確認された場合は追加指定を検討する。景観については史跡地との調和を図るため、つがる市景観計画に従い良好な景観形成に配慮していく。

## ② 田小屋野貝塚の地区区分（図 37）

### 【史跡指定地】

#### A 地区

史跡として最も価値を有する地区。史跡の本質的価値の中心となる地区であり、台地・斜面地が該当する。縄文時代の地形や各種の遺構・遺物が比較的良好に保存されている。こうした地形および遺構・遺物を確実に保護するとともに、積極的な活用を図る。

#### B 地区

史跡として価値を有する地区であるが、住宅・道路等が現存する地区。過去の地形改変の痕跡が認められる場所があるが、地下に遺構・遺物が残存している可能性が高く、A 地区と同様に保存管理を実施する必要がある。

## 【史跡指定地外の周知の埋蔵文化財包蔵地】

### D 地区

史跡指定地に近接する周知の埋蔵文化財包蔵地。文化財保護法に基づいた取扱いを行い、各種の開発計画が生じた場合は、地権者・管理者に現状保存の協力を求めていく。今後、遺構・遺物の保存状態が良好な地点が確認された場合は追加指定を検討する。景観については史跡地との調和を図るため、つがる市景観計画に従い良好な景観形成に配慮していく。



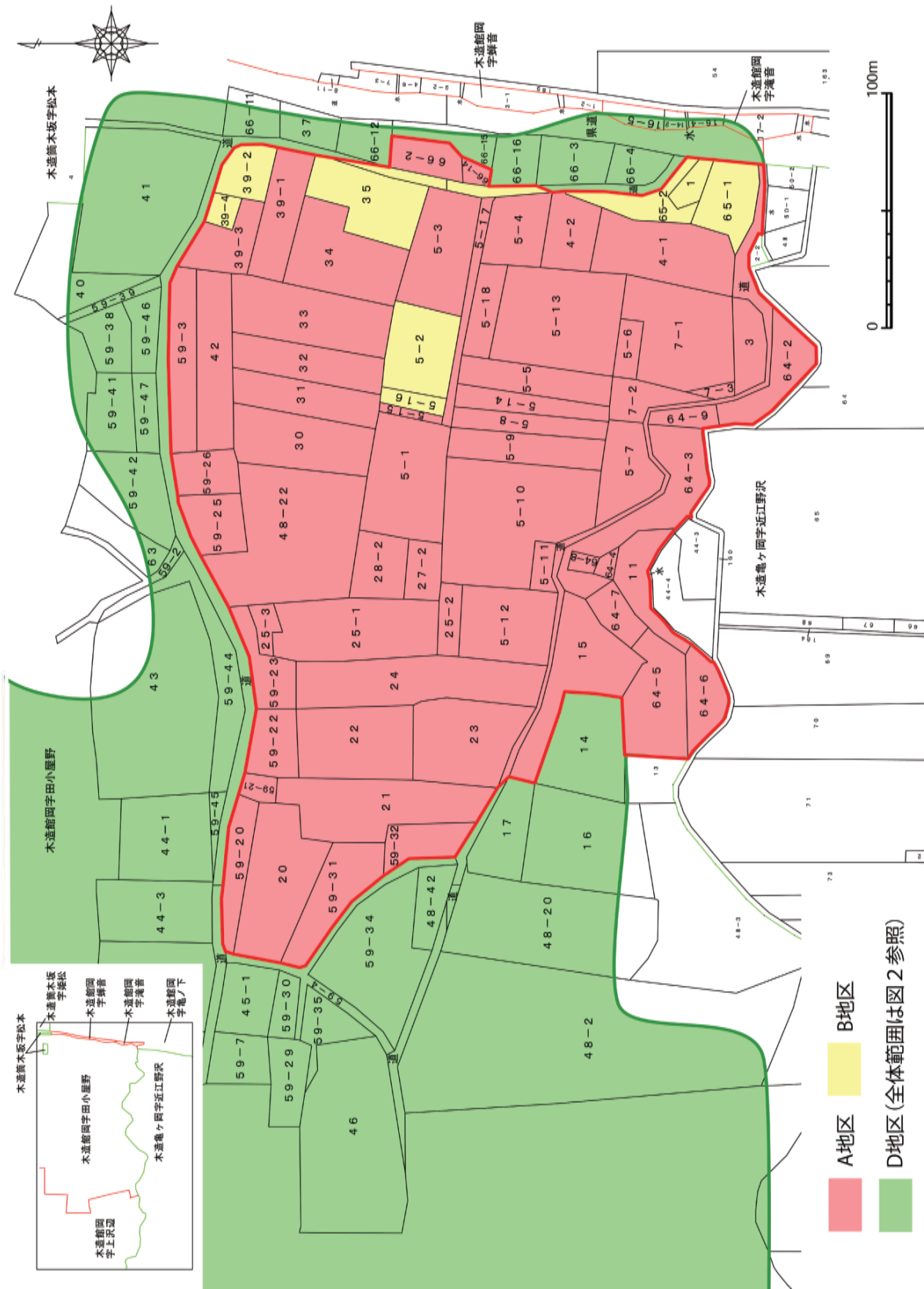


图 37 田小屋野具塚地区区分图

## (2) 現状変更および保存に影響を及ぼす行為の取扱基準

史跡指定地（A・B地区）において現状を変更する、もしくは史跡の保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合には、文化財保護法第125条の規定に基づき、文化庁長官の許可を得る必要がある。また、史跡指定地に隣接する周知の埋蔵文化財包蔵地（C・D地区）については、原則として文化財保護法第93条および第94条に基づいた保護措置をとる。

史跡の本質的価値を保存するために、その隣接地域も含めた取扱いの基本原則を以下のとおり定める。

### ① 基本原則

- ・史跡の保存活用、整備に資する行為以外は、原則として史跡指定地の現状変更を認めない。
- ・史跡指定地の地形改変は、遺構・遺物に影響を与えない軽微なものを除き、原則として認めない。
- ・史跡指定地において、景観等に著しい影響を与えるような変更は認めない。その隣接地域においては、史跡地と調和した景観形成を図る。

なお、史跡地内の地区ごとの現状変更の取扱い基準を表12、史跡地外の地区ごとの開発行為の取扱い方針を表13のとおり定める。

表12 亀ヶ岡石器時代遺跡および田小屋野貝塚の指定地における現状変更取扱い基準①

		A地区	B地区
地区概要		・史跡として最も価値を有する地区であり、現在も比較的良好な保存状態が保たれている。	・史跡として価値を有するが、住宅・道路・水路等が存在する地区。 ・過去の地形改変の痕跡が認められる場所があるが、遺構・遺物等が残存している可能性が高い。
該当場所	亀ヶ岡石器時代遺跡	1.土坑墓や竪穴建物跡等が確認されている台地および斜面地。 2.漆塗土器・遮光器土偶・藍胎漆器等の各種遺物が確認されている低湿地。	1.台地上の宅地、道路。 2.低湿地の水路。
	田小屋野貝塚	1.竪穴建物跡・土坑墓・貯蔵穴・貝層が確認されている台地。 2.台地南側の斜面地。	1.台地上および斜面下の宅地。
基本方針		1.将来的に整備・公開を図る。 2.原則として史跡の保存管理、整備活用以外の現状変更は認めない。	1.民有地については、住民の居住の継続、地域コミュニティの維持を尊重しつつ史跡保存と調整を図る。 2.史跡の価値を著しく損なう地形改変を伴う行為は現状変更を認めない。
現状変更に対する取扱い方針	土地の形状の変更等	1.史跡整備に関わるもの以外認めない。 2.防災上必要な行為については、景観および史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。	1.史跡整備に関わるもの以外認めない。 2.防災上必要な行為については、景観および史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。
	建築物の設置・改修	1.建築物の新築等の現状変更は認めない。 2.防災上必要な行為については、景観および史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。 3.防災上必要な施設、人命・財産の安全に必要な施設の設置は、景観および史跡の保存に配慮した工法を条件に認める。 4.遺構・遺物等に影響を及ぼさない撤去は認める。	1.民有地については、建築物の改築・増築・新築等について下記の条件を満たすことを条件とする。 a)新築、増改築、既存施設の改修は遺構・遺物等に影響のない措置を講じること。 b)建築物の主要構造物が木造、鉄骨造であること。 c)建築物の形状および色彩が、史跡の景観を損わないものであること。 2.建築物と一体をなす井戸・浄化槽・上水道等の設備の設置は遺構・遺物等に影響のない措置を講じること。 3.防災上必要な行為については、景観および史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。 4.防災上必要な施設、人命・財産の安全に必要な施設の設置は、景観および史跡の保存に配慮した工法を条件に認める。 5.遺構・遺物等に影響を及ぼさない撤去は認める。

表 12 亀ヶ岡石器時代遺跡および田小屋野貝塚の指定地における現状変更取扱い基準②

		A地区	B地区
現状変更に対する取扱い方針	工作物の設置・改修	<ol style="list-style-type: none"> <li>簡易な工作物の設置を除き、基本的に現状変更は認めない。</li> <li>防災上必要な行為については、景観および史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。</li> <li>防災上必要な施設、人命・財産の安全に必要な施設の設置は、景観および史跡の保存に配慮した工法を条件に認める。</li> <li>遺構・遺物等に影響を及ぼさない撤去は認める。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>民有地については、井戸の掘削・上水道の敷設等について下記の条件を満たすことを条件とする。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>上水道の敷設については、地下の遺構・遺物等への影響がない措置を講じていること。</li> <li>井戸の掘削については、なるべく現在の井戸が掘り込まれている範囲で行うものとし、新たな場所で掘削する場合は、遺構・遺物等への影響がない措置を講じていること。また浄化槽の設置についても同様な条件とする。</li> <li>敷地内の舗装については、簡易なもので遺構・遺物等への影響がない措置を講じていること。</li> <li>工作物の形状および色彩が、史跡の景観を損わないものであること。</li> <li>庭木や塀を設置する場合、遺構・遺物等への影響がない措置を講じたもの、かつ形状および色彩が、史跡の景観を損わないものであること。</li> <li>上記以外のライフライン等を設置する場合、遺構・遺物等への影響がない措置を講じたもの、かつ形状および色彩が史跡の景観を損わないものであること。</li> </ol> </li> <li>防災上必要な行為については、景観および史跡の保存を考慮した工法をとることを条件に認める。</li> <li>防災上必要な施設、人命・財産の安全に必要な施設の設置は、景観および史跡の保存に配慮した工法を条件に認める。</li> <li>遺構・遺物等に影響を及ぼさない撤去は認める。</li> </ol>
	道路の新設・改修	<ol style="list-style-type: none"> <li>史跡整備に関わるもの以外認めない。</li> <li>遺構・遺物等に影響を及ぼさない撤去は認める。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>道路の新設は史跡整備に関わるものを原則とする。</li> <li>既存道の改修は土地の形状の変更(幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置、道路の構造の変更等)を伴わない範囲で認める。</li> <li>遺構・遺物等に影響を及ぼさない撤去は認める。</li> </ol>
	水路の新設・改修	<ol style="list-style-type: none"> <li>新設は史跡整備に関わるもの以外認めない。</li> <li>既存水路の改修は新たな掘削を生じない範囲で認める。</li> <li>遺構・遺物等および低湿地環境に影響を及ぼさない撤去は認める。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>新設は史跡整備に関わるもの以外認めない。</li> <li>既存水路の改修は、設置の際の掘削を越えない範囲で認める。</li> <li>遺構・遺物等および低湿地環境に影響を及ぼさない撤去は認める。</li> </ol>
	樹木の伐採等	<ol style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて認める。</li> <li>抜根は遺構・遺物等および低湿地環境に影響を及ぼさない範囲で認める。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて認める。</li> <li>抜根は遺構・遺物等に影響を及ぼさない範囲で認める。</li> </ol>
	樹木の植栽等	<ol style="list-style-type: none"> <li>史跡整備に関わるものを原則とする。</li> <li>植栽する際には遺構・遺物等および低湿地環境に影響を及ぼさない対策を講じるものとする。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて認める。</li> <li>植栽する際には遺構・遺物等に影響を及ぼさない対策を講じるものとする。</li> </ol>
	耕作地	<ol style="list-style-type: none"> <li>遺構・遺物等や低湿地環境に影響を及ぼさない範囲において既存の耕作地の使用を認める。</li> <li>既存のビニールハウス、井戸等の使用は認める。</li> <li>既存施設の維持保全是景観および史跡の保存に配慮した工法を条件に認める。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>遺構・遺物等に影響を及ぼさない範囲において既存の耕作地の使用を認める。</li> <li>既存のビニールハウス、井戸等の使用は認める。</li> <li>既存施設の維持保全是景観および史跡の保存に配慮した工法を条件に認める。</li> </ol>
	発掘調査	<ol style="list-style-type: none"> <li>調査研究、保存活用、整備に資するものに限り認める。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>調査研究、保存活用、整備に資するものに限り認める。</li> </ol>
	他法令による行為規制	<ol style="list-style-type: none"> <li>農地法に基づいて農地の所有権を移転する場合には、つがる市農業委員会の許可を受けなければならない。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>農地法に基づいて農地の所有権を移転する場合には、つがる市農業委員会の許可を受けなければならない。</li> </ol>



表 13 亀ヶ岡石器時代遺跡および田小屋野貝塚の指定地外における開発行為取扱い方針

		C地区	D地区
地区概要		・史跡指定地と同等の価値を有する地区。 ・過去の地形改変の痕跡が認められる場所があるが、遺構・遺物等が残存している可能性が考えられる。	・史跡指定地に近接する周知の埋蔵文化財包蔵地部分。
該当場所	亀ヶ岡石器時代遺跡	1.史跡指定地に隣接する斜面地および低地の一部。 2.しゃこちゃん広場が所在する台地縁辺部。	1.史跡指定地に近接する周知の埋蔵文化財包蔵地部分。
	田小屋野貝塚	—	1.史跡指定地に近接する周知の埋蔵文化財包蔵地部分。
基本方針		1.住民生活の維持や利用者の利便性を尊重しつつ史跡保存との調整を図る。 2.追加指定を考慮しつつ、史跡と同等の取り扱いとなるよう調整を図る。	1.住民生活の維持を尊重しつつ史跡との調和について協力を求める。
開発行為に対する取扱い方針	土地の形状の変更等	1.史跡整備に関わるものに限る方向で調整を図る。 2.防災上必要な行為については、景観および史跡の保存を考慮した工法をとる方向で調整を図る。	1.各種開発計画の早期把握に努め、現状保存を要請する。 2.周知の埋蔵文化財包蔵地として、文化財保護法第93条、第94条に基づいた取扱いとする。
	建築物の設置・改修	1.新設は史跡の保存管理、整備活用に資するものに限る方向で調整を図る。 2.既存施設の改修は遺構・遺物等に影響のない措置を講じる方向で調整を図る。	
	工作物の設置・改修	1.新設は史跡の保存管理、整備活用に資するものに限る方向で調整を図る。 2.既存施設の改修は遺構・遺物等に影響のない措置を講じる方向で調整を図る。	
	道路の新設・改修	1.既存道の改修は土地の形状の変更(幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置、道路の構造の変更等)を伴わない範囲とする。 2.上水管等の道路への埋設は、埋設に伴う掘削が、既存道設置の際に掘削された範囲を越えないものとする。	
	水路の新設・改修	1.既存水路の改修は、設置の際の掘削を越えない範囲とする。	
	樹木の伐採等	1.抜根は遺構・遺物等に影響を及ぼさない範囲とする。	
	樹木の植栽等	1.植栽する際には遺構・遺物等に影響を及ぼさない対策を講じる方向で調整を図る。	
	耕作地	1.遺構・遺物等に影響を及ぼさない範囲において継続的使用する方向で調整を図る。 2.既存のビニールハウス、井戸等の使用は差し支えないものとする。 3.既存施設の維持保全是景観および史跡の保存に配慮した工法を条件とする方向で調整する。	
他法令による行為規制		1.農地法に基づいて農地の所有権を移転する場合には、つがる市農業委員会の許可を受けなければならない。	1.農地法に基づいて農地の所有権を移転する場合には、つがる市農業委員会の許可を受けなければならない。

## ② 現状変更等の許可申請区分

現状変更等の許可申請にあたっては、その内容によって申請区分が異なる。保存に及ぼす影響が軽微な行為については、つがる市教育委員会に許可権限が委譲されている。また、日常的な維持管理行為や非常災害時の応急的措置の場合には、現状変更の許可申請は不要となっている。

史跡指定地の現状変更に伴う許可申請区分は表 14 のとおりである。

表 14 史跡指定地の現状変更に伴う許可申請区分

許可の有無及び許可者	行為区分	行為の内容	主な参考事例	
許可申請不要 (文化財保護法第125条ただし書)	緊急を要する措置	史跡がき損し、または衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状)に復するとき		
		史跡がき損し、または衰亡している場合において、当該き損または衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき		
		史跡の一部がき損し、または衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき		
		現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において執られる応急的措置		
		事故等により緊急的対応が必要な場合に執られる原状に復する行為		
	保存に及ぼす影響が軽微な行為	土地の形状の変更を伴わない建築物の維持管理行為	屋根、壁等の修繕	
		土地の形状の変更を伴わない工作物の維持管理行為	各種塀、畑作業小屋の壁等の修繕	
		土地の形状の変更を伴わない道路の維持管理行為	道路の穴、わだち、ひび割れの補修等	
		土地の形状の変更を伴わない植栽の維持管理行為	危険・支障木の伐採、剪定、枝払い、山林・防災林の間伐、枝払い、下刈り、病害虫の防除措置	
		史跡への影響がない耕作地の利用	畑耕作、木竹や薪等の一時的な保管	
		土地の形状の変更を伴わない管理に必要な施設の維持管理行為	説明板等の清掃、補修	
	つがる市教育委員会 (文化財保護法施行令第5条第4項)	現状変更の許可を必要とするが、史跡への影響が軽微な行為	小規模建築物で、2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築または改築	基礎工事を伴わない仮設プレハブなど
			土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わない工作物の設置もしくは改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していないもの)または道路の舗装もしくは修繕	交通安全施設、畑作業小屋、各種塀など
史跡の管理に必要な施設の設置または改修			標識、説明板、境界標、囲い柵その他の設置	
改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超えない水道管・下水道管・井戸・浄化槽・用排水路・水回り以外の地下埋設ライフライン等の改修				
建築または設置の日から50年を経過していない建築物等の除却				
木竹の伐採(幹の切断、除却)				
史跡の保存のため必要な試験材料の採取			地質調査など	
文化庁長官 (文化財保護法第125条)	現状変更の許可が必要な行為	上記以外の行為		

### (3) 周辺環境の保存・管理

#### ① 周辺環境と景観規制区域の設定

至近の距離に位置する亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚の周辺環境は、宅地化・農地化が進行する一方で、遺跡の立地する丘陵地形や縄文海進時の古環境をイメージさせる平野部等の自然環境が広域かつ良好な状態で残されており、その一体的な活用を進めていくためには、史跡の周辺環境を個別的に保護していただくだけでは不十分である。そこで、つがる市では両史跡に隣接して広がる周知の埋蔵文化財包蔵地に対して文化財保護法第93条および第94条に基づいた保護措置をとるとともに、令和2年6月から「つがる市景観計画」を施行し、

両史跡を含めたその周辺地域を「特定景観地域」（図2参照）に指定している。「特定景観地域」については、市内他地域の「一般景観地域」よりも大規模開発行為の届出対象を広く定めており、周辺住民の理解と協力を得ながら、史跡と調和した景観形成を図っている。

## ② 周辺環境の現状

現在、「特定景観地域」において史跡の本質的価値を著しく低下させるような開発はほとんど計画されておらず、計画が生じた場合でも、事前協議を通じて環境保全を図っている。ただし、その外部では風力発電事業や土砂採取事業が進行しており、今後とも史跡周辺における開発計画が生じることが予測されることから、「特定景観地域」を本計画の対象範囲として定めている。

## ③ 周辺環境保護の具体的な施策

本計画の対象範囲については、関係する諸法令とともに、本計画により景観等の環境保護を図っていく。保護にあたっては、対象区域を所管する各団体や庁内各課と連携を図る。特に、風力発電事業や土砂採取等の大規模開発事業については、開発計画の早期把握に努め、事業者との事前協議や関係機関との連絡調整をきめ細かに行うことで周辺環境の保護に努めていく。また、史跡内外に広がる住宅等の建物外観を史跡地と調和させるためには、周辺住民の協力も不可欠であることから、十分な理解が得られるよう説明に努めていく。

周知の埋蔵文化財包蔵地においては、文化財保護法の規定に基づく取扱いや保護措置を講じていくが、包蔵地外においても、必要に応じて試掘調査・確認調査を実施し、地下状況の確認に努めていく。

## （４） 追加指定

田小屋野貝塚は平成29年、亀ヶ岡石器時代遺跡は令和2年に史跡の追加指定を受け、遺構・遺物の広がる範囲については万全の保護措置を講じている。しかし、亀ヶ岡石器時代遺跡のC地区については、史跡指定地外ではあるが遺構・遺物が残存していると想定されることから、今後保護すべき範囲と位置づけ、条件が整った場合には追加指定を検討する。また、その他の周辺地域においても、範囲内容確認調査等で重要な遺構が発見された場合は、追加指定を検討する。

## （５） 公有化

史跡として最も価値を有するA地区ならびに史跡として価値を有するB地区については順次公有化を進めていく。ただし、B地区には住宅等も存在することから、住民生活との調和を重視し、地権者との意見調整を図りながら公有化を進める。売却の意思のある土地および早急に公有化する必要が生じた土地は優先的な公有化を検討していく。C地区についても、追加指定後に必要に応じて公有化を検討していく。また、整備にあたり、公開活用を図る土地については優先的に公有化を進める。

## 第7章 活用

### 第1節 方向性

史跡が未整備である現状をふまえ、つがる市教育委員会ではボランティアガイドの育成、ホームページでの情報発信、体験学習・イベント開催、パンフレット作成、出前授業や教材開発等に重点的に取り組みながら、亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚の活用を推進していく。

本計画範囲については、「縄文遺跡案内所」を遺跡来訪者への情報発信およびボランティアガイド活動の拠点として当面の間積極的に活用しつつ、主要な遺構確認地点である簡易説明板設置場所への誘導を図っていく。

そして本計画範囲の内外には、史跡の本質的価値を補完する近世以降の歴史的遺産が所在しており、遺跡来訪者がこうした関連遺産を周遊できるような仕組みづくりも検討していく。さらに、より広域的観点から、市内に点在する資料館および観光資源をつないだ一体的活用と情報発信について庁内関係課と連携して取り組んでいく。

この他、地域の遺跡活用団体、高等学校、観光物産協会では、これまでも縄文遺跡を活用しつつ市の魅力発信へつなげる取り組みが成果を挙げていることから、つがる市教育委員会では引き続き、地域の人材をつなぎ、活かした史跡の活用を積極的に支援していく。

こうした取り組みを通じ、史跡を拠点とした地域の人材育成、他地域との人材交流、調査研究等の情報発信、さらには周辺の歴史遺産や景観等も活用した魅力ある地域づくりにつなげていく。

### 第2節 方法

#### (1) 学校教育における活用

市内小中学校および高等学校に対しては、これまでも要請に応じて出前授業や遺跡現地での校外学習を実施してきたが、つがる市教育委員会では令和元年度以降、学校教育における地域の文化財の積極的な活用を呼びかけており、今後とも出前授業の実施機会を増やしていく。あわせて、令和4年度以降のつがる市型「郷土学」の実施に向け、DVDやハンドブック等の学習教材や学習プログラムの開発にも小中学校や庁内関係課と連携しながら取り組んでいく。令和元年度からは小学校の夏休みを利用して土器・土偶づくり等の体験学習講座も実施しており、継続的实施を見据えた体験学習メニューの開発も進めていく。

また、平成27年度から史跡をテーマとして「駅からハイキング」を実施している県立木造高等学校は、史跡現地でのイベントやフォーラムを通じて情報発信に努めており、学校のこうした取り組みを今後とも積極的に支援していく。





写真 36 小学生向け夏休み体験学習講座



写真 37 ボランティアガイド養成講座  
における意見交換会

## (2) 生涯学習における活用

遺跡活用団体の取り組みとして、NPO 法人つがる縄文の会による史跡の情報発信を目的とした現地イベントやフォーラムが継続的に開催されており、今後ともこうした取り組みを支援していく。しかし、つがる縄文の会では会員の高齢化が進みつつあり、市・関係団体・地域住民が連携を図りながら持続可能な取り組みを支援していく。

つがる市では人口減少・高齢化の傾向が続いており、生涯学習における史跡の果たす役割はますます高まっている。史跡を学びの場として積極的に活用していくためにも、ボランティアガイドへの登録および積極的な活動を広く市民に呼びかけていく。

さらに遺跡活用団体と連携しながら、ガイド養成講座による学習機会を増やし、市立図書館の開催する郷土学習講座等も活用してガイド登録者の知識向上を図る。ボランティアガイドの学習成果は、「縄文遺跡案内所」や資料館の展示に反映させ、市民の視点から史跡の価値や新たな情報を発信していく。



写真 38 ボランティアガイド養成講座

## (3) 地域における活用

史跡の所在する館岡地区では、昭和34年に開館した亀ヶ岡考古館、さらには考古館の閉館後に開室した木造亀ヶ岡考古資料室において個人所蔵遺物が寄託展示され、地域住民が史跡の活用を担ってきている。展示資料は、亀ヶ岡石器時代遺跡から出土した漆塗り



写真 39 木造亀ヶ岡考古資料室に展示している個人寄託資料

の精製土器、遮光器土偶、籃胎漆器等の優品も含む多種多様なものであり、今後もこうした貴重な資料を有効活用していきながら、地域住民と協働して史跡の活用を図っていく必要がある。

史跡を地域住民と来訪者との交流の場として活用していくためには、本計画対象範囲内外の歴史遺産とつなげた取り組みも欠かせない。亀ヶ岡石器時代遺跡から1 kmほど南方には、近世以降の新田開発の歴史を今に伝えるおたみいけ亀ヶ岡城跡や大溜池等の歴史遺産が所在する。特に亀ヶ岡城跡は、その築城が亀ヶ岡遺跡発見の発端として『永禄日記』に記されていることから重要な関連資産である。神社仏閣や石造物等も含めた周辺歴史遺産の活用に向け、周遊ルート設定、ルートマップ制作、移手段等について検討を進めていく。

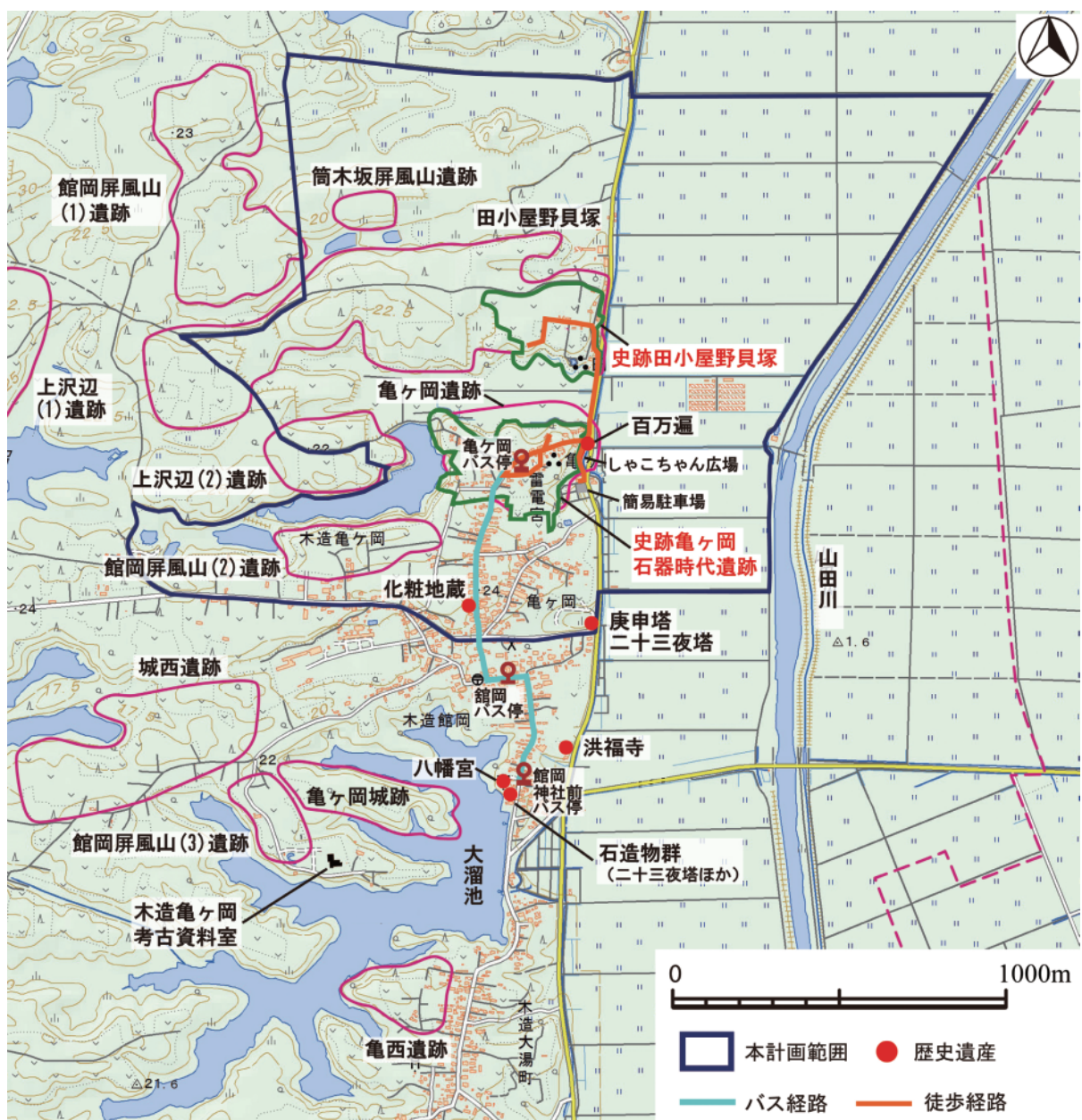


図 38 本計画範囲内外の歴史遺産





八幡宮（上稲元地区）



洪福寺（上稲元地区）



二十三夜塔・庚申塔・百万遍（上稲元地区）



亀ヶ岡城跡と大溜池

写真 40 本計画範囲外の歴史遺産

この他、市内にはベンセ湿原、出来島海岸の更新世埋没林、市指定文化財の「一本タモ」等の特色豊かな自然景観や記念物が点在し、さらに近年、外国人来訪者の増加が目立つ高山稲荷神社といった歴史資源もある。こうした自然・歴史資源を一体的に有効活用していくため、観光モデルコースの設定に向けた取り組みも欠かせない。国内外からの観光客の多様なニーズに応じていく受け入れ態勢の整備については、庁内関係課や関係団体と連携して取り組んでいく。

#### （４） 情報発信拠点としての活用

学校教育、生涯学習、観光といった各方面での活用を今後図っていくためには、史跡の調査・研究に基づく新たな情報発信の取り組みも欠かせない。史跡の内容確認調査により得られた情報は、資料館での展示等により公開活用していく。また、両史跡は学史的に著名であり、特に亀ヶ岡石器時代遺跡は調査研究の長い歴史



写真 41 亀ヶ岡石器時代遺跡の発掘調査現地説明会

を有することから、調査研究の歴史も史跡の価値として位置づけ、情報発信に努めていく。

なお、国内外の多くの大学・博物館には亀ヶ岡石器時代遺跡から出土した各種の資料が所蔵されている一方で、地元に残された資料が少ない。このため、継続的な資料調査を実施してデータベースの構築を進めるとともに、市外の所蔵機関の資料を借用しながら、新たな展示公開施設における企画展示や展示更新の取り組みを進めていく。あわせて地元住民が所蔵する資料の有効活用も図っていく。

地域の情報発信拠点として両史跡の普及啓発を進めるため、「北海道・北東北の縄文遺跡群」など、両史跡と関連を有する遺跡が所在する自治体との連携も図りながら、多角的な情報発信に努めていく。

表 15 国内外の亀ヶ岡コレクション所蔵機関

所 蔵 機 関	内 容	文 献
弘前大学人文社会学部付属 北日本考古学研究中心	・成田彦栄コレクション(一部旧蔵は佐藤部:亀ヶ岡遺跡出土土器・石器のほか、佐藤部による「画譜」や成田彦栄の調査資料など) ・昭和9(1934)年の小岩井兼輝の発掘調査資料(土器など)	関根ほか2010 藤沼ほか2006
弘前市立博物館	土器など	
青森県立郷土館	・佐藤公知・大高興父子収集の「風韻堂コレクション」(亀ヶ岡遺跡出土品60点は青森県重宝) ・昭和55年～57年の3次にわたる発掘調査資料	大高1969 青森県立郷土館1973 青森県立郷土館1984
つがる市教育委員会	・昭和48年の主要地方道鯉ヶ沢蟹田線改良に伴う発掘調査資料(晩期を中心とする縄文前期末葉から弥生時代にかけての資料)	青森県教育委員会1974
東北大学総合学術博物館	久原房之助コレクション(佐藤部旧蔵品)が母体	東北大学文学部1982
慶應義塾大学文学部 民族学考古学研究室	昭和25年の三田史学会による発掘調査資料(土器・土偶・石器・骨角器・漆製品・獣骨・木製品など)	三田史学会1959
明治大学博物館	購入資料(土器・遮光器土偶など)	明治大学考古学博物館 1991
東京国立博物館	・購入資料(土器・土偶・土面・石器・骨角器・玉類など) ・重要文化財2点(遮光器土偶・土面)、重要美術品1点(土製品)所蔵	東京国立博物館1996・2003
東京大学総合研究博物館	・若林勝邦・佐藤傳蔵発掘調査資料ほか(土器・土偶など)	磯前・赤澤1996
國學院大學博物館	野口義麿コレクション(土器・石器・玉類・漆製品・貝など)	國學院大學考古学資料館 研究室1983
国立歴史民俗博物館	・田中忠三郎コレクション(土器・漆塗り土器など) ・漆液容器1点に同封された書き付け「雷電神社ノ南苗代ヨリ発見」	国立歴史民俗博物館2015
奈良文化財研究所	山内清男コレクション	
関西大学博物館	・大阪毎日新聞社長だった本山彦一(松蔭)の「本山彦一コレクション」 ・袁山山人から神田孝平にわたったとされる資料	関西大学博物館1998 青森県立郷土館2008
函館市北方民族資料館	北海道大学名誉教授児玉作左衛門寄贈の「児玉コレクション」(土器・土偶など)	市立函館博物館1983
八王子市郷土資料館	井上郷太郎コレクション(購入資料、土器・土偶・石器・骨角器など)	井上1962 八王子市郷土資料館2005
目黒区めぐろ歴史資料館	内藤確介コレクション(土器ほか)	
立正大学博物館	吉田格コレクション(土偶頭部・土器など)	立正大学文学部考古学研 究室1990
辰馬考古資料館	旧工藤祐龍コレクション(土偶・完形土器・独鈷石など)	辰馬考古資料館2002
京都大学総合博物館	須藤求馬・江見忠功(水蔭)コレクション(土器など)	京都大学文学部1960
大英博物館(イギリス)	内容不明	※村越潔氏情報提供
スコットランド国立博物館 (イギリス)	「Mutsu」と注記された遺物	※村越潔氏情報提供
ルーブル美術館(フランス)	内容不明	※村越潔氏情報提供
人類博物館(フランス)	「Mutsu」と注記された遺物	※村越潔氏情報提供
ギメ東洋美術館(フランス)	「kamegaoka」と注記された土器など、ウルバン・フォーリー神父収集品	鈴木希帆2013
ストックホルム東洋美術館 (スウェーデン)	スウェーデン皇太子に大正15年に贈られた土器(紀州徳川侯爵コレクション、出土地不明)	鈴木希帆2015
メトロポリタン美術館 (アメリカ)	内容不明	※村越潔氏情報提供



## 第8章 整備

### 第1節 方向性

#### 1) 史跡の本質的価値を適切に保存するための整備

亀ヶ岡石器時代遺跡の低湿地環境や田小屋野貝塚の貝層など、史跡の本質的価値を確実に保存・継承するための整備を前提とする。

#### 2) 亀ヶ岡石器時代遺跡および田小屋野貝塚の一体的整備

年代や性格の異なる亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚を比較・総合し、屏風山砂丘地の縄文文化の特徴や価値を効果的に情報発信していくことを目的として、両史跡を一体的に整備していく。あわせて、地域住民との協働により周辺地域の環境保全を図り、この地域の縄文文化を育んだ自然環境を体感できる整備を推進する。

#### 3) 史跡を「人づくり」・「地域づくり」の場として活用できる整備

史跡の継続的な調査研究に基づき、遺跡来訪者にその本質的価値を分かりやすく伝達できる整備を進める。史跡の整備や遺跡活用団体・ボランティアガイドの活動を通じて、市内外の人々が集い、交流を深める場として活用していく。

#### 4) 中・長期計画に基づく段階的な整備

史跡指定面積は、亀ヶ岡石器時代遺跡で10.1ヘクタール、田小屋野貝塚で6.3ヘクタールと広域にわたる。史跡の本質的価値に大きく関わり、かつ公有化された地点を優先させながら、中・長期的計画に基づいて全体地域の整備を段階的に実施していく。

#### 5) 史跡の本質的価値を伝達するための適切な展示公開施設の整備

現状では、史跡の本質的価値を構成する遺構は全て地下に埋め戻されている。現地で説明板等を設置して情報を伝達していくのとあわせ、両史跡の出土資料や史跡周辺の古環境を展示・紹介する施設を史跡隣接地に整備していく。

### 第2節 方法

#### (1) 保存のための整備

両史跡の確実な保存のため、遺構保護と低湿地の環境保全という大きく2通りの観点から整備を実施していく。

##### ① 遺構保護

亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚では台地上の広範囲で遺構が確認されているが、かつての宅地・農地も多く、地表下の遺構確認面が浅い地点も発掘調査により確認されている。また、亀ヶ岡石器時代遺跡は台地上の切土・盛土の痕跡も認められることから、縄文時代の地形復元も兼ねた保護盛土を実施する。旧宅地や斜面地にはマツ・スギ・カエデ等が植林されており、根の侵入による遺構への影響も懸念されることから、確認調査により地下遺構の保全に留意しつつ既存樹木の除去も進めていく。

## ② 低湿地の環境保全

亀ヶ岡石器時代遺跡の沢根・近江野沢低湿地には、現在も脆弱な植物性遺物をはじめとする各種の自然遺物が残存しており、その環境保全を前提としながら、過去に行われた古環境研究の成果を参考とした景観復元や整備を実施していく。低湿地の環境保全のための具体的な手法については今後有識者の指導・助言をもとに検討を進めるが、地下水位や水質の変化が低湿地環境に影響を及ぼさないよう、周辺の森林環境も含めた継続的なモニタリングを実施していく。また、来訪者が低湿地内へ立ち入らなくともその地形的特徴や重要性が伝わるよう、複数方向からの視認が可能なゾーン設定のもとに整備を進めていく。

### (2) 活用のための整備

#### ① ゾーニング計画

亀ヶ岡石器時代遺跡については縄文時代晩期を対象として整備を行う。なお、晩期の遺構・遺物は主に史跡東側に分布すること、および史跡指定・追加指定の経緯により、現在の史跡指定範囲はその東西で公有化の度合いが大きく異なることから、第1期整備事業は概ね公有化の完了した史跡東半分を対象に実施するものとし、以下のゾーニング計画も第1期整備事業の対象地域について検討する。なお、民有地の広がる史跡西半分については第2期整備事業の対象とし、今後の公有化や内容確認調査を経て整備に着手していく。

- ・「遺構表示ゾーン」

土坑墓群と埋設土器から構成される墓域を復元表示する。

- ・「低湿地保全ゾーン」

沢根・近江野沢の低湿地環境を保全しつつ、捨て場（祭祀場）の一部を復元表示する。

- ・「景観活用ゾーン」

台地・斜面地・低地から構成される遺跡の地形的特徴を明示し、東側に広がる津軽平野や北側に位置する田小屋野貝塚の眺望を確保する。古十三湖等の当時の周辺景観の復元については、VR等の活用を検討していく。

- ・「植栽ゾーン」

地形が改変されている地点、あるいは遺構の未確認地点等に縄文人が利用した有用植物を植栽・管理して縄文時代晩期の植生景観を復元する。

- ・「公開活用ゾーン」

亀ヶ岡石器時代遺跡の南東側に隣接する公有地に新たな展示公開施設を建設し、体験学習ゾーンとしても活用する。あわせて、既存の「しゃこちゃん広場」を継続して活用する。

- ・「関連資産ゾーン」

雷電宮や百万遍等の石造物群を残し、館岡地区の歴史を後世に伝えていく。

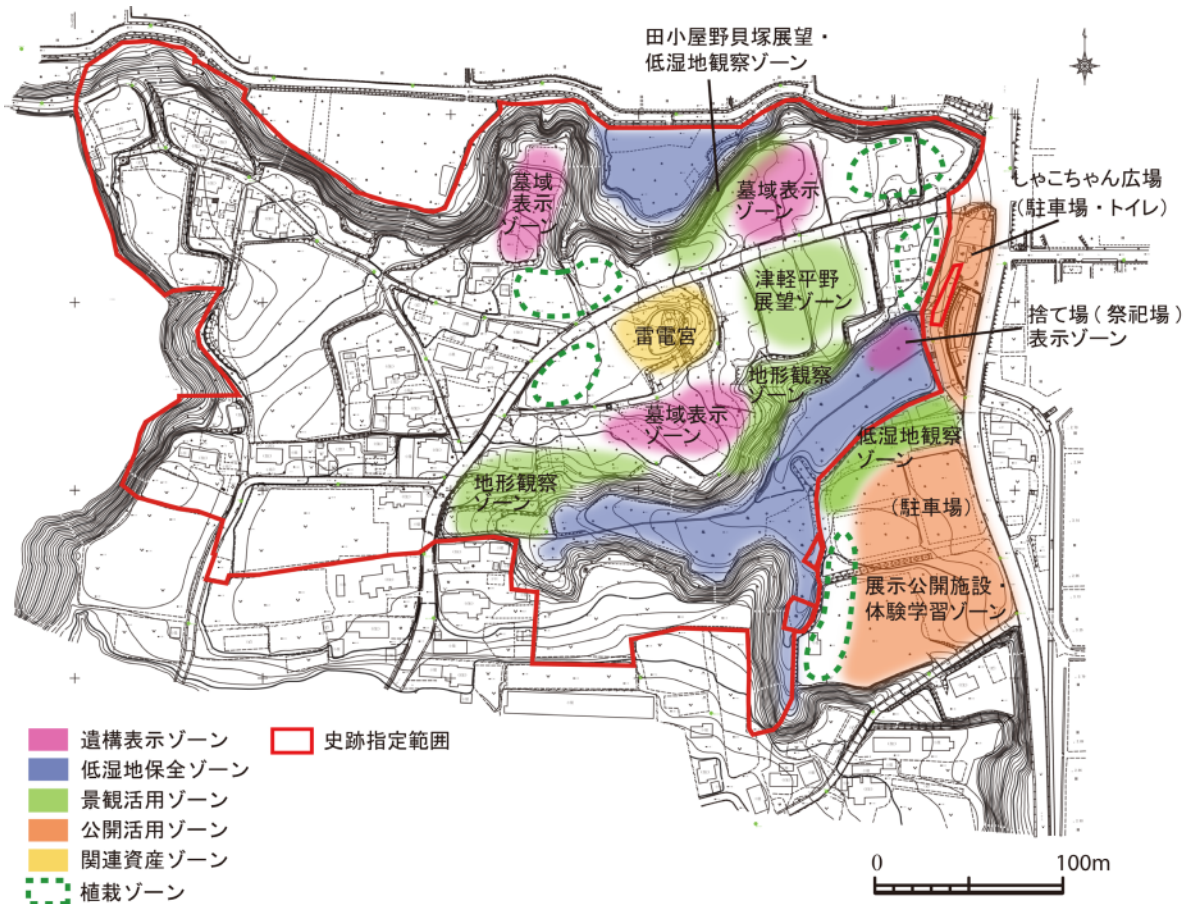


図 39 亀ヶ岡石器時代遺跡ゾーニング図（第1期整備）

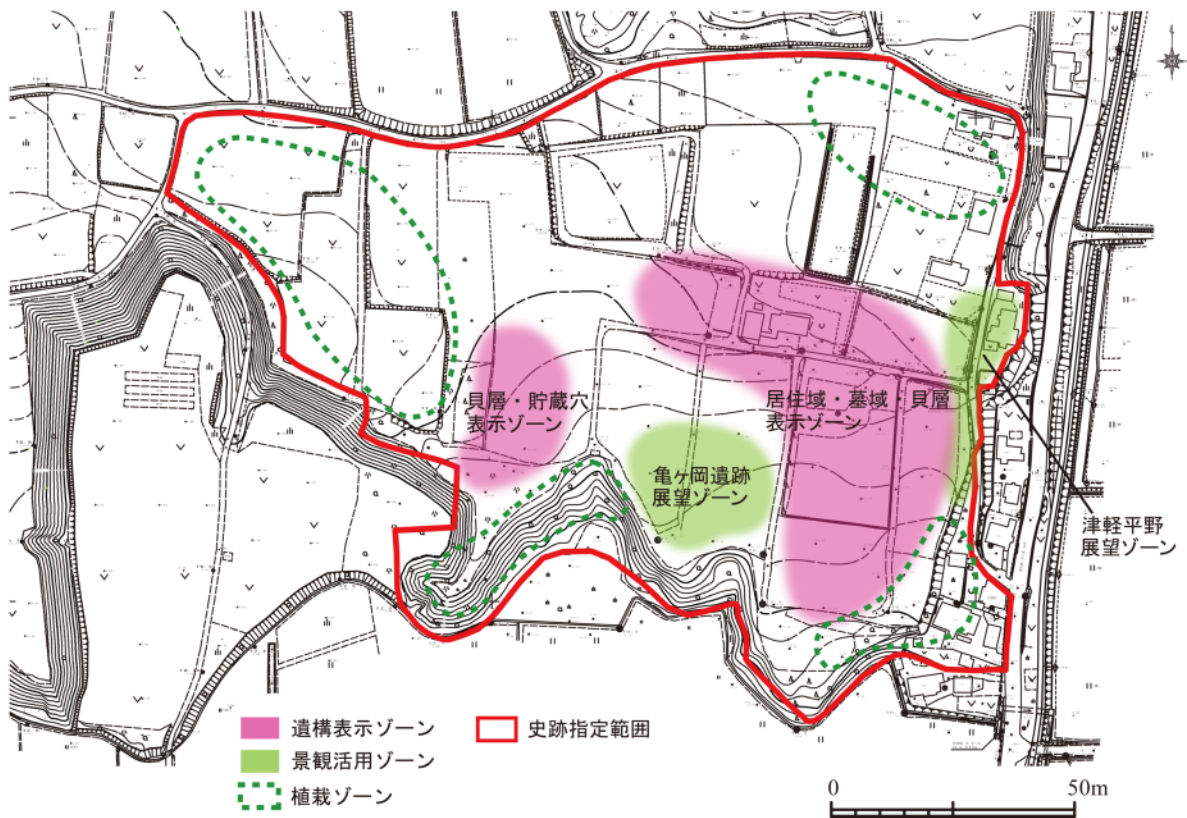


図 40 田小屋野貝塚ゾーニング図



田小屋野貝塚については縄文時代前期を対象として整備を行う。田小屋野貝塚では史跡指定地の広範囲で公有化が進行中であることから、全域を整備対象としてゾーニング計画を検討する。ただし、地下遺構の情報が十分でない範囲もあることから、今後必要に応じて内容確認調査を実施して整備に反映させていく。

- ・「遺構表示ゾーン」

竪穴建物跡、土坑墓、貯蔵穴、貝層を復元表示する。

- ・「景観活用ゾーン」

当時の周辺環境が理解できるよう、古十三湖の広がっていた津軽平野の眺望を確保し、あわせて亀ヶ岡石器時代遺跡の位置する南方の眺望を確保する。古十三湖等の当時の周辺景観の復元については、VR等の活用を検討していく。

- ・「植栽ゾーン」

地形が改変されている地点、あるいは遺構の未確認地点等に縄文人が利用した有用植物を植栽して縄文時代前期の景観を復元する。

## ② 遺構表示

「遺構表示ゾーン」では、発掘調査成果に基づいた遺構表示を行い、あわせて関連する説明板を設置する。説明板にはQRコード等を表示させ、遺跡来訪者が追加情報を入手できる環境を整える。

遺構表示の方法については平面表示を基本的な考え方としながらも、発掘調査により詳細なデータが得られた個別遺構については、立体表示も検討していく。田小屋野貝塚で確認された建物跡内の地点貝塚については、現生の貝や動植物遺体を用いた復元表示も検討する。

## ③ 植生管理

植生管理については、縄文時代の景観復元と、史跡から望める家屋等の現代的要素の遮蔽の2点を目的として実施していく。

景観復元を目的とした植生管理は、現存する樹木の伐採と、縄文時代にふさわしい樹種の植栽との両面から段階的に実施していく。

遮蔽目的の植栽は、史跡内外の住宅・倉庫等の各種建築物、本計画範囲内の携帯電話基地局、本計画範囲外の大型風力発電施設等を対象に実施していく。植栽にあたっては地下遺構の保存を前提とし、復元する時期の景観にふさわしい樹種を選択する。実施の際は、住民生活との調和にも十分配慮する。

## ④ 動線設定

亀ヶ岡石器時代遺跡については、当面は既存の市道等を活用して来訪者動線を設定するが、将来的には地域住民との協議のもとに市道の撤去を検討し、台地上に広がる墓域や竪穴建物跡をつなぐ動線を整備していく。さらに、台地縁辺部に広がる墓域と低湿地の捨て場の関係

性やそれらの地形的特徴が来訪者に伝わるよう、台地・斜面地・低湿地をつなぐ新たな動線設定を行う。

田小屋野貝塚については、集落構造の特徴を示す居住域・墓域・貯蔵域・捨て場の空間配置が来訪者に伝わるような動線を整備していく。

さらに現状では、両史跡をつなぐ動線が県道鱒ヶ沢蟹田線と重複するため、来訪者の安全確保を目的とした県道沿いの歩道設置等に向けて関係機関と協議していく。

### ⑤ 便益施設

亀ヶ岡石器時代遺跡の東側隣接地に整備された「しゃこちゃん広場」内の駐車場・トイレ・四阿・遊歩道は、今後とも維持管理しながら活用を図っていく。あわせて、「公開活用ゾーン」として展示公開施設等の整備を今後計画していく亀ヶ岡石器時代遺跡の南東側隣接地についても、当面は大型バス等の駐車場や「縄文遺跡案内所」として活用していく。

### ⑥ 展示公開施設

両史跡の本質的価値の発信、さらには史跡の立地する屏風山砂丘地の縄文文化や津軽平野周辺の長期的な環境変遷を来訪者に伝えていくため、亀ヶ岡石器時代遺跡の南東側隣接地の「公開活用ゾーン」に新たな展示公開施設を建設する。史跡の継続的な調査研究成果を展示内容に反映させつつ、亀ヶ岡遺跡出土資料を所蔵する国内の大学・博物館との連携を通じて、展示資料の定期的な更新を図っていく。

### (3) 実施期間・手順

亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚については総括報告書を刊行し、史跡の本質的価値を有する範囲および今後保護すべき範囲を確定した。これを基に両史跡の追加指定を実施し、現状に即して史跡および周辺環境の保存活用を図るために本計画を策定した。

しかし、両史跡はいずれも過去の調査対象が一部範囲に止まるため、遺構配置や集落構造の変遷には不明な点も多く、総括報告書においても整備に向けた追加調査の必要性が指摘されている。さらに、両史跡ともに追加指定を受けて整備対象地域が大きく拡大したことから、長期計画の策定に基づく段階的な整備の実施が必要とされる。

従って、今後は整備に向けた発掘調査を実施し、その成果もふまえた整備基本計画を策定する。整備基本計画では、全体的な整備内容や中・長期間の整備方針を定めつつ、各史跡の本質的価値に関わる重要地点の整備を実施していく。重点的な整備対象地域については地下遺構の内容や広がりを確認しつつ、その保存のための保護盛土を実施していく。あわせて遺構表示や動線整備、伐採・植樹等の活用に関わる整備を推進していく。

整備基本計画策定以後に生じる課題については、その解決のため必要に応じて発掘調査等を追加的に実施していく。整備基本計画についても、必要に応じて計画内容を見直し、改定を行うものとする。加えて、主に追加指定地を対象とした公有化を継続的に実施しながら、

公有地の維持管理やこれまでの調査研究に基づく情報発信を実施していく。

表 16 亀ヶ岡石器時代遺跡整備事業工程表

	令和2年度	短期(令和3～6年度)	中期(令和7～12年度)	長期(令和13～20年度)
委員会	保存活用 計画策定 委員会	史跡調査・整備検討委員会		
調査		第1期整備関連発掘 調査・整理 低湿地の水位 等調査	第2期整備関連発掘 調査・整理 低湿地環境のモニタリング・保全	
計画	保存活用 計画策定	第1期整備基本 計画策定 基本 設計 実施設計	第1期整備 点検・検証	第2期整備基本 計画策定 基本 設計 実施設計
工事			第1期史跡整備工事 伐採、保護 植栽、 遺構表示、サ 盛土、動線 遺構表示 イン・四阿等 整備 VR整備 設置	公開・供用 第2期史跡整備工事
植生管理				段階的伐採および植栽
展示公開 施設(亀ヶ岡 遺跡・田小 屋野貝塚 共通)			外構工事・ 建設工事 建設工事	企画展示および展示更新

※事業工程は令和3年3月時点のものであり、事業の進捗その他により見直しを図るものとする

表 17 田小屋野貝塚整備事業工程表

	令和2年度	短期(令和3～6年度)	中期(令和7～12年度)	長期(令和13～20年度)
委員会	保存活用 計画策定 委員会	史跡調査・整備検討委員会		
調査		整備関連発掘調査・整理 古環境ボーリング 調査		必要に応じて発掘調査実施
計画	保存活用 計画策定	整備基本計画策定 基本 設計 実施設計	整備点検・ 検証	
工事			史跡整備工事 伐採、保護 植栽、 遺構表示、 盛土、動線 遺構表示 サイン・四阿 整備 VR整備 等設置	公開・供用
植生管理				段階的伐採および植栽
展示公開 施設(亀ヶ岡 遺跡・田小 屋野貝塚 共通)			外構工事・ 建設工事 建設工事	企画展示および展示更新

※事業工程は令和3年3月時点のものであり、事業の進捗その他により見直しを図るものとする



## 第9章 運営・体制の整備

### 第1節 方向性

---

つがる市では、教育委員会社会教育文化課が史跡の日常的な保存管理を担当している。今後も同課を中心とし、庁内関係各課との連携を図りながら保存管理と整備活用を推進していく。また、史跡の本質的価値を確実に保存・継承していくため、地域住民等との協働による保存管理体制を整備し、運営方針を定めていく。

### 第2節 方法

---

#### (1) 史跡の管理体制

史跡の管理団体として、文化庁・青森県の指導のもと、つがる市が史跡全体を適切に保存管理していく。実務は教育委員会社会教育文化課が担う。

#### (2) 市民との協働体制

史跡の活用においては、これまでも NPO 法人つがる縄文の会、県立木造高等学校、つがる縄文遺跡案内人、地域住民等の市民の力により、史跡現地でのイベント（「JOMON 亀ヶ岡遺跡まつり」・「田小屋野ウォーク」）やボランティアガイド事業が実施されてきたが、今後のさらなる保存活用のためには、より多くの市民の理解と協力が不可欠である。市民との協働が円滑に進むよう、上記の各団体との意見交換会や市民を対象とした学習会等を定期的に関催し、市民と価値観や問題意識の共有を図りながら体制構築を進めていく。その上で、日常的な管理や活用における積極的な参画を幅広く呼びかけていく。

#### (3) 庁内関係部局や関係団体との連携体制

今後の保存活用や史跡整備に関する事業は、文化庁・青森県の指導のもと、つがる市教育委員会を中心となって実施していくが、庁内関係各課や遺跡ボランティアガイド等関係機関とのより一層の連携を図りながら推進していく。史跡周辺の景観および環境保全のためにも、庁内関係各課や関係団体と緊密に連携していく。

## 第10章 施策の実施計画の策定・実施

年代や性格の異なる亀ヶ岡石器時代遺跡と田小屋野貝塚の様々な情報を、遺跡活用団体・ボランティアガイド・地域住民との協働により発信し、さらには指定範囲が広域に及ぶ両史跡の整備事業を段階的に実施していくためには、継続的な事業期間が必要となる。本計画において実施期間と定める今後10か年の施策については、整備計画の一部を第8章で示したが、本章では保存管理・活用・整備・運営の各項目について、短期計画（令和3年度～6年度）と中期計画（令和7年度～12年度）に分けて実施計画を示す。

### 第1節 短期計画（令和3年度～6年度）

---

#### （1）保存管理

史跡の本質的価値を構成する諸要素を確実に保存するため、本計画で定めた方針に基づき指定地の維持管理を実施する。指定地内の私有地については、住民の意向を尊重しつつ、公有化を進める。

#### （2）活用

現在登録しているボランティアガイドの知識・技術向上を図り、本格的な活動を推進していく。あわせて、市民向けの学習講座・フォーラムや教育現場への出前授業等を通じて幅広い世代への情報発信を強化し、次世代の担い手確保に努める。遺跡活用団体の取り組みについては、地域住民や庁内関係課とのより緊密な連携を図りつつ、継続的な実施を支援していく。このほか、両史跡を紹介するガイドブックや学習教材等を作成し、市民の理解促進を図る。

#### （3）整備

発掘調査を実施して整備に必要な追加情報を得たうえで、整備基本計画の策定および基本設計・実施設計を進める。史跡現地においては、整備基本計画策定前の短期的対応として、代表的遺構の簡易な実大表示を実施する。既存の資料館（縄文住居展示資料館・木造亀ヶ岡考古資料室）については展示内容を更新してその充実を図り、史跡隣接地の「縄文遺跡案内所」とともに、来訪者への情報発信を強化していく。

#### （4）運営

史跡の維持や活用について、地域住民を含む様々な世代の市民と協働しながら運営体制を強化していく。あわせて、庁内の連絡体制作りを進めていく。

### 第2節 中期計画（令和7年度～12年度）

---

#### （1）保存管理

短期に引き続き、本計画で定めた方針に基づき指定地の維持管理を実施するが、必要に応じて方針の見直しを行うものとする。指定地内の私有地については引き続き公有化を進める。

## (2) 活用

短期に引き続き、ボランティアガイドの活動を推進しつつ、遺跡活用団体を含めた市民の史跡活用の取り組みを支援していく。あわせて、両史跡の調査研究や関連データベースの構築を進め、資料館等での情報発信に活用していく。

## (3) 整備

整備基本計画に基づいて、保護盛土による地下遺構の保全、伐採および植栽、動線整備、遺構表示、サイン設置を段階的に実施していく。あわせて、新たな展示公開施設について展示計画や施設計画等を検討のうえ、建設を推進していく。

## (4) 運営

短期に引き続き、市民との協働、庁内の連絡体制に基づく運営体制の強化を図っていく。

表 18 施策実施計画総括表（表中の●は既に実施中の施策）

		実施内容	短期 (令和3～6年度)	中期 (令和7～12年度)
保存		日常的な維持管理	●	○
		低湿地の環境調査	○	○
		史跡追加指定	●	○
		公有化の実施	●	○
活用	情報提供	ホームページの内容充実	○	
		現地解説の多言語化対応	○	
		ガイドブックの作成	○	
	学校教育との連携	小・中・高等学校への出前授業実施	●	○
		体験学習プログラムの開発、実施	●	○
	生涯学習支援	学習教材の開発	○	
		ボランティアガイドの育成	●	○
	地域社会との連携	市民向けの学習講座・フォーラム等開催	●	○
		遺跡活用団体・学校・市民との協働によるイベント開催	●	○
	調査研究	周辺観光地をつなぐ周遊ルートの設定、周遊マップ制作	○	
亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の調査研究		○	○	
整備 (※亀ヶ岡遺跡については第1期整備事業が該当)	史跡現地	亀ヶ岡石器時代遺跡出土資料のデータベース作成	●	○
		発掘調査の実施	○	○(必要に応じて)
		簡易説明板・案内板の設置	●	
		簡易の遺構平面表示	○	
		整備基本計画策定	○	
		整備基本設計・実施設計	○	○
		史跡整備(伐採、地形造成、園路整備)		○
		史跡整備(植栽、遺構表示、説明板設置)		○
	既存施設	史跡整備(サイン・四阿等設置)		○
		VR等の整備		○
	新規施設	既存資料館の展示更新、企画展示開催	●	○
		縄文遺跡案内所の展示充実	●	○
	景観	新規の展示公開施設関連計画の策定		○
		新規の展示公開施設建設、駐車場整備		○
運営	史跡周辺の景観改善	○	○	
	庁内関係各課による連絡調整会議の実施	○	○	
	遺跡活用団体や市民との協働体制強化	●	○	



# 第11章 経過観察

## 第1節 方向性

両史跡の保存管理・活用・整備は将来にわたって継続的に取り組む必要があり、本計画の進捗状況を定期的に経過観察することで、その達成度や社会情勢等の変化への対応を分析・検証し、新たに生じた課題を改善していくことが求められる。

経過観察は管理主体であるつがる市教育委員会が実施することとし、分析・検証結果を本計画に反映させることで、より効果的な史跡の保存管理・活用・整備を図る。

## 第2節 方法

第5章で示した基本方針および第6～9章で個別に検討した保存管理・活用・整備・運営と体制整備の方向性について、それぞれの取り組み状況と達成度を把握するため、点検表を用いて経過観察を実施する。点検表については、平成27年に文化庁文化財部記念物課が発行した『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』掲載の自己点検票を用い、状況の変化に応じて項目の追加修正等を検討していく。

自己点検およびその検証結果は、保存管理・活用・整備・運営と体制整備についての今後の取り組みに反映させていく。点検と検証の結果によっては、本計画の見直しを図る。

表19 史跡等・重要文化的景観の自己点検表①  
(文化庁文化財部記念物課 2015)

史跡等の名称					
管理団体、所有者名					
項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中である	取組済	備考 (現状、目的、成果等を記入)
(1) 基本情報に関する こと	ア) 標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	イ) 境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	ウ) 説明板は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定等に関する こと	ア) 保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	ウ) 保存活用計画の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 保存に関する こと	ア) 指定、選定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	イ) 調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	ウ) 専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	エ) 史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	オ) 災害対策は十分されているか	1	2	3	
	カ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(4) 管理に関する こと	ア) 日常的な管理はされているか	1	2	3	
	イ) 特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	ウ) 史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	エ) 条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
	オ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(5) 公開、活用に関する こと	ア) 公開が適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	ウ) 市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	エ) まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	

表 19 史跡等・重要文化的景観の自己点検表②  
(文化庁文化財部記念物課 2015)

	オ) 文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	カ) 体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	キ) パンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	ク) 外国人向けの対応はなされているのか	1	2	3	
	ケ) ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
(6) 整備に関すること	ア) 整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	ウ) 遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	エ) 修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	
	オ) 整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	カ) 復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	キ) 活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	ク) 多言語に対応した整備が行われているのか	1	2	3	
	ケ) 整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3	
	コ) 整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	サ) 整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
(7) 運営・体制・連携に関すること	ア) 運営については適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 体制については十分であるか	1	2	3	
	ウ) 他部署との連携については十分であるか	1	2	3	
	エ) 地域との連携については十分であるか	1	2	3	
(8) 予算に関すること	ア) 予算確保のための取組はあるか。	1	2	3	

# 付章 世界文化遺産に係る取扱い

## 第1節 世界文化遺産としての亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚の価値

### (1) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の概要

亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、北東アジアにおける世界的にも稀な長期間継続した採集・漁労・狩猟文化による定住の開始、発展、成熟の過程および精神文化の発達をよく表しており、農耕文化以前における人類の生活の在り方と精緻で複雑な精神文化を示す17の考古遺跡から構成されている。

令和元年12月20日に「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録推薦書をユネスコに提出することが閣議了解され、令和2年1月に日本政府がユネスコへ推薦書を提出した。



### (2) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産としての両史跡の価値

図41 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産および関連資産

17の構成資産は、総体として長期間継続した狩猟採集文化における定住の過程および精

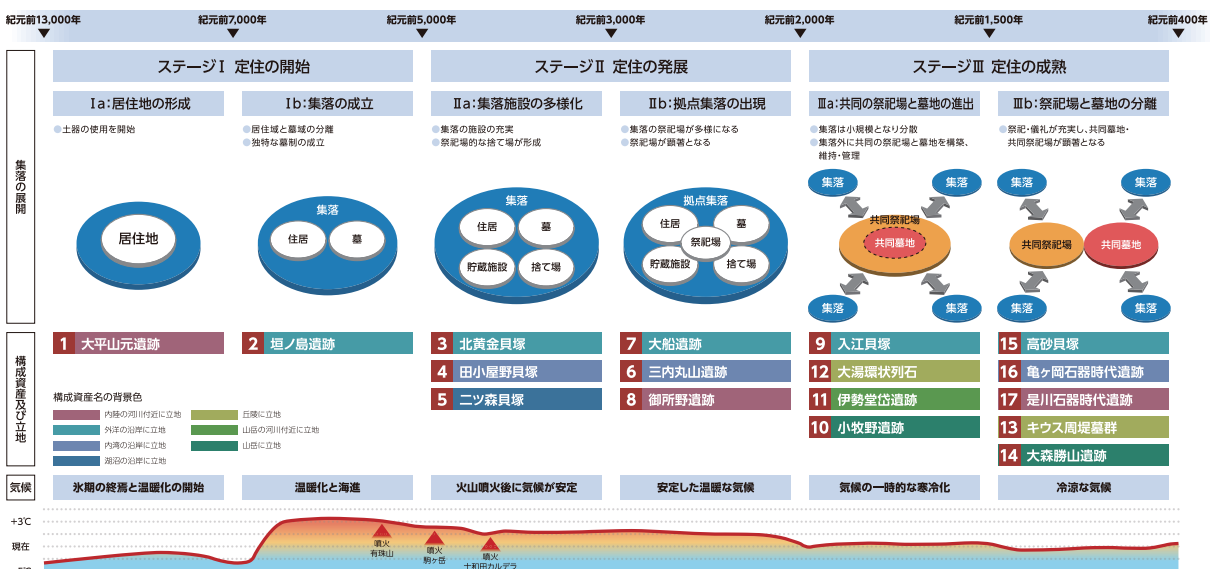


図42 資産の集落展開および精神文化に関する6つのステージ



神文化のあり方を示しており、その変遷は3つのステージおよび2つのサブステージで示される。

田小屋野貝塚は、定住の発展期前半（ステージⅡa：集落施設の多様化）に位置づけられている。住居・墓・貯蔵施設といった集落の各施設が充実し、祭祀場的な捨て場である貝塚の形成がその特徴とされる。

亀ヶ岡石器時代遺跡は、定住の成熟期後半（ステージⅢb：祭祀場と墓地の分離）に位置づけられている。低湿地における祭祀・儀礼が充実し、台地縁辺部に広がる顕著な共同墓地がその特徴とされる。

**【田小屋野貝塚の顕著な普遍的価値を示す諸要素】**

- ・地下遺構（土坑墓、竪穴建物跡、捨て場）
- ・立地（内湾の沿岸の台地、低湿地）
- ・地下に埋蔵されている遺物
- ・発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、漁労具（銚頭）、動植物遺存体（シカ、イノシシ、アシカ、オットセイ、クリ、トチノキ等）、土偶、石剣、副葬品（土器、石器、玉類、土製品、漆器）、漆製品、装身具、ベンガラ散布等）

**【亀ヶ岡石器時代遺跡の顕著な普遍的価値を示す諸要素】**

- ・地下遺構（竪穴建物跡、貯蔵穴、土坑墓、捨て場（貝塚））
- ・立地（内湾の沿岸の丘陵）
- ・地下に埋蔵されている遺物
- ・発掘調査による出土品（土器、狩猟具（石鏃）、加工具（磨石、石皿）、漁労具（刺突具、釣針）、動植物遺存体（ヤマトシジミ、ノウサギ、イルカ、アホウドリ、ウミガラス類、コイ科、サバ属、サケ、クリ、オニグルミ等）、人骨、装身具（貝輪）等）

**第2節 資産および緩衝地帯の設定**

資産（プロパティ）の適切な保存・管理のためには、資産周辺に設定された緩衝地帯（バッファゾーン）との一体的な保全が必要とされる。田小屋野貝塚と亀ヶ岡石器時代遺跡の周辺一帯にも緩衝地帯が設定されている。

表 20 資産の基本情報

構成資産名	種別		位置	資産面積 (ha)	緩衝地帯面積 (ha)※
	世界遺産条約上の種別	文化財保護法上の種別			
田小屋野貝塚	遺跡	史跡	N40° 53' 16" E140° 20' 16"	6.3	261.5
亀ヶ岡石器時代遺跡	遺跡	史跡	N40° 53' 02" E140° 20' 12"	10.1	261.5

※田小屋野貝塚と亀ヶ岡石器時代遺跡は近接する遺跡であり、一体で緩衝地帯を設定

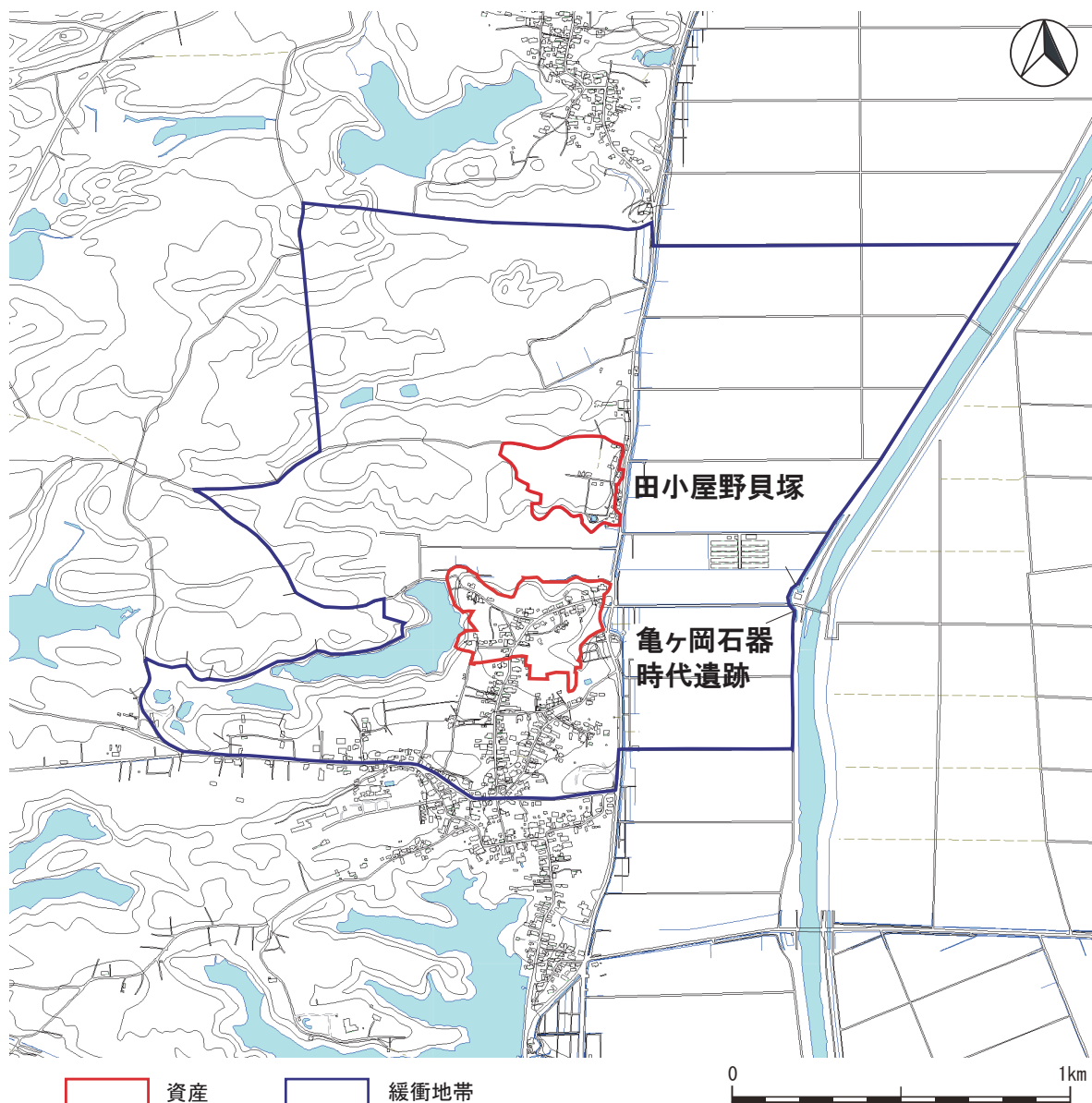


図 43 資産および緩衝地帯の範囲

資産範囲は、田小屋野貝塚では史跡指定範囲と一致し、亀ヶ岡石器時代遺跡でもほぼ一致しており、文化財保護法により厳密に保護され、開発が行なわれることはない。

緩衝地帯は、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の顕著な普遍的価値を構成する諸要素を確実に保全し、その価値を理解するために必要な範囲としている。具体的には、構成資産を包蔵している地形や地下環境などの地理的・自然的環境ならびに縄文的な景観を保護するために必要な範囲である。田小屋野貝塚および亀ヶ岡石器時代遺跡の緩衝地帯は、東側は山田川西岸の河川敷道路、北側・南側は道路境界線、西側は道路境界線・地籍境界線および等高線を基準として設定している。緩衝地帯の土地利用状況は森林や農地が主であり、他に宅地、雑種地、低湿地に地下水を供給している溜池などがある。

なお、緩衝地帯には砂利採取法、農地法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律等が

適用されており、関係法令による保全を図っていく。さらに緩衝地帯は、令和2年6月に策定された『つがる市景観計画』において特定景観地域に設定されている。特定景観地域では一般景観地域よりも届出対象行為を広く定め、景観形成基準・色彩基準を設けることで、史跡およびアクセスルートを含めた周辺一帯が縄文遺跡にふさわしい風景を享受できるよう、景観保全・形成を図っていく。

### 第3節 保存管理体制

---

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の顕著な普遍的価値を次世代に保存・継承していくため、各構成資産のみならず、その周辺環境も含め、資産全体を一体的に保存・管理および公開・活用するための方針や方法、推進体制等を整理した『北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画』が令和元年12月20日に策定された。

また令和元年12月20日、北海道、青森県、岩手県、秋田県ならびに構成資産を所管する地方公共団体で構成する「縄文遺跡群世界遺産保存活用協議会」が設立され、関係者相互の共通認識のもと、『北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画』に基づいて資産の保存・活用を進めている。

包括的保存管理計画は、各構成資産の保存管理計画および整備・活用に関する計画をもとに、資産および緩衝地帯の保全の根拠となる各法令・制度等との整合性を図りつつ、資産全体の保存・管理および整備に関する方針と基本的な考え方や方向性を示している。この計画では「遺産影響評価」の実施についても触れており、各構成資産を所管する地方公共団体は、関係行政機関の相互連携のもとに資産範囲およびその周辺で行われる開発行為等を早期に把握し、資産の顕著な普遍的価値に与える影響について調査・予測・評価し、資産の保全のために必要な措置を講じていく。

つがる市では、平成21年に策定した『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存管理計画書』をもとに、世界文化遺産登録に向けて必要な事項を補足した『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡保存管理計画（補足）』ならびに『史跡田小屋野貝塚保存管理計画（補足）』を平成24年に策定している。本計画は、上記の諸計画とともに包括的保存管理計画との整合性を図りつつ実施していくものとする。



## 引用・参考文献

- 青森県教育委員会 1974 『亀ヶ岡遺跡発掘調査報告』 青森県埋蔵文化財調査報告書第 14 集
- 青森県教育委員会 2020 『青森県遺跡地図』
- 青森県史編さん自然部会 2003 『青森県史 自然編 生物』 青森県
- 青森県農林部農地計画課 1994 『土地分類基本調査 金木』
- 青森県立郷土館 1973 『風韻堂コレクション目録』
- 青森県立郷土館 1984 『亀ヶ岡石器時代遺跡』 青森県立郷土館調査報告第 17 集・考古-6
- 青森県立郷土館 1995 『木造町田小屋野貝塚』 青森県立郷土館調査報告第 35 集・考古-10
- 青森県立郷土館 2008 『蓑虫山人と青森 放浪の画家が描いた明治の青森』
- 磯前順一・赤澤 威 1996 『東京大学総合研究博物館所蔵 縄文時代土偶・その他土製品カタログ[増訂版]』 言叢社
- 市原寿文ほか 1980 「縄文後期・晩期の低湿地遺跡と環境復元」『自然科学の手法による遺跡・古文化財等の研究』 文部省科学研究費特定研究「自然科学の手法による遺跡・古文化財等の研究」
- 市原寿文ほか 1984 「縄文後・晩期における低湿性遺跡の特殊性に関する研究」『古文化財の自然科学的研究』 同朋舎出版
- 井上郷太郎 1962 『考古学資料図録 井上コレクション』 多摩考古学研究会
- 大高 興 1969 『風韻堂収蔵庫 縄文文化遺物集成』 ヨシダ印刷
- 上條信彦編 2014 『亀ヶ岡文化の低湿地遺跡』 冷温帯地域の遺跡資源の保存活用促進プロジェクト調査成果報告書 1 弘前大学人文学部北日本考古学研究センター・弘前大学人文学部日本考古学研究室 関西大学博物館 1998 『博物館資料図録』
- 京都大学文学部 1960 『京都大学文学部博物館考古学資料目録』
- 小岩井兼輝 1934 「亀ヶ岡新石器時代遺跡と過去水準の変化に就て」『日本学術協会報告』 9 卷 2 号
- 國學院大學考古学資料館研究室 1983 『國學院大學考古学資料館要覧 故野口義麿氏寄贈料』
- 国立歴史民俗博物館 2015 『亀ヶ岡遺跡・是川遺跡縄文時代遺物』 国立歴史民俗博物館資料図録 11
- 佐藤公知 1956 『亀ガ岡文化』 亀ガ岡遺跡顕彰保存会
- 佐藤傳蔵 1896a 「陸奥亀ヶ岡発掘報告」『東京人類学会雑誌』 11 卷 118 号 東京人類学会
- 佐藤傳蔵 1896b 「陸奥国亀ヶ岡第二回発掘報告」『東京人類学会雑誌』 11 卷 124 号 東京人類学会
- 佐藤傳蔵 1896c 「陸奥国亀ヶ岡第二回発掘報告（前号の続）」『東京人類学会雑誌』 11 卷 125 号 東京人類学会
- 佐藤傳蔵 1896d 「壙塚層中石器時代の遺物」『東京人類学会雑誌』 12 卷 127 号 東京人類学会
- 佐藤傳蔵 1896e 「陸奥亀ヶ岡石器時代遺跡地勢地質及び発見品」『東京地学協会報告』 18 卷 2 号 東京地学協会
- 市立函館博物館 1983 『児玉コレクション目録 1』
- 鈴木希帆 2013 「ギメ東洋美術館所蔵の縄文土器—フォリー神父蒐集品の調査報告を兼ねて—」『武蔵野美術大学研究紀要』 No.44 武蔵野美術大学
- 鈴木希帆 2015 「スウェーデン皇太子に贈られた縄文土器—貴州徳川コレクションの報告を兼ねて—」

- 『武蔵野美術大学研究紀要』No.45 武蔵野美術大学
- 関根達人ほか 2010 『成田彦栄氏考古・アイヌ民族資料図録』弘前大学人文学部附属亀ヶ岡文化研究センター
- 辰馬考古資料館 2002 『平成 14 年度秋季展 縄文遺跡探訪—亀ヶ岡遺跡とその周辺—』
- つがる市 2010 『つがる市都市計画マスタープラン』
- つがる市 2016 『第 2 次つがる市総合計画（平成 28 年度～平成 37 年度）』
- つがる市 2020a 『第 2 期つがる市地域活力創生総合戦略』
- つがる市 2020b 『つがる市景観計画』
- つがる市教育委員会 2009 『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存管理計画書』
- つがる市教育委員会 2010 『田小屋野貝塚 2・亀ヶ岡遺跡 4・上沢辺（2）遺跡』つがる市遺跡調査報告書 5
- つがる市教育委員会 2012a 『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡 保存管理計画（補足）』
- つがる市教育委員会 2012b 『史跡田小屋野貝塚 保存管理計画（補足）』
- つがる市教育委員会 2012c 『豊富遺跡 2・亀ヶ岡遺跡 5・筒木坂屏風山遺跡 2・田小屋野貝塚 3・下相野遺跡』つがる市遺跡調査報告書 7
- つがる市教育委員会 2015 『つがる市合併 10 周年記念冊子 つがる市の環境変遷と縄文遺跡』
- つがる市教育委員会 2016 『田小屋野貝塚総括報告書』つがる市遺跡調査報告書 9
- つがる市教育委員会 2019 『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡総括報告書』つがる市遺跡調査報告書 11
- つがる市教育委員会 2020 『今後のつがる市の教育の方向性』
- 東京国立博物館 1996 『東京国立博物館図版目録 縄文遺物篇（土偶・土製品）』中央公論美術出版
- 東京国立博物館 2003 『東京国立博物館図版目録 縄文遺物篇（骨角器）』中央公論美術出版
- 東北大学文学部 1982 『東北大学文学部考古学資料図録』1・2
- 中谷治宇二郎 1929 『日本石器時代提要』岡書院
- 八王子市郷土資料館 2005 『井上コレクション よみがえる縄文の技と美』
- 藤沼邦彦ほか 2006 「つがる市亀ヶ岡遺跡の縄文晩期の土器について」『亀ヶ岡文化遺物実測図集（2）』
- 弘前大学人文学部日本考古学研究室研究報告 4 弘前大学人文学部日本考古学研究室
- 文化庁文化財部記念物課 2005 『史跡等整備のてびき I～IV』
- 文化庁文化財部記念物課 2015 『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』
- 三田史学会 1959 『亀ヶ岡遺蹟—青森県亀ヶ岡低湿地遺蹟の研究—』
- 蓑虫山人 1887 「陸奥瓶岡ニテ未曾有ノ発見 津軽ノ蓑虫翁ノ手束」『東京人類学会報告』2 卷 16 号 東京人類学会
- 村越 潔 1983 『亀ヶ岡式土器』考古学ライブラリー18 ニュー・サイエンス社
- 村越 潔 1984 『亀ヶ岡式遺跡』考古学ライブラリー19 ニュー・サイエンス社
- 明治大学考古学博物館 1991 『明治大学考古陳列館目録』
- 立正大学文学部考古学研究室 1990 『吉田格コレクション 考古資料図録』
- 山内清男 1929 「関東北に於ける繊維土器」『史前学雑誌』1 卷 2 号 史前学会
- 若林勝邦 1889 「陸奥亀岡探求記」『東洋学芸雑誌』97 号 東洋学芸社

# 資料編

1. 史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画策定委員会規則
2. 関係法令（抄）
  - 文化財保護法
  - 文化財保護法施行令
  - つがる市亀ヶ岡石器時代遺跡等保護条例
  - つがる市景観条例
  - つがる市景観条例施行規則



## 1. 史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画の策定に関し必要な事項について検討し、つがる市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織し、学識経験者及び関係団体の代表者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存活用計画書の刊行の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて教育長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ成立しない。ただし、同一案件について再度招集し、なお定数に充たないときはこの限りでない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会社会教育文化課が行う。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、保存活用計画書の刊行の日限り、その効力を失う。

## 2. 関係法令(抄)

### ○文化財保護法

制定：昭和25年5月30日法律第214号

最終改正：令和2年6月10日号外法律第41号

#### 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚か、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並

びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五百五十三条第一項第一号、第六百六十五条、第七百七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第五百五十三条第一項第七号及び第八号、第六百六十五条並びに第七百七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

（中略）

## 第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚か、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通

知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。

ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（国の機関等の遺跡の発見に関する特例）

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

（文化庁長官による発掘の施行）

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財



については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

（地方公共団体による発掘の施行）

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

（中略）

## 第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合にお

いては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

（仮指定）

第一百条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第一百十一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科

学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるができる。

(解除)

第一百十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九條第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九條第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第一百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九條第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第九條第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九條第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百十五条 第一百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章(第九條第三十三條の二第一項を除く。)及び第八十七條第一項第三号において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第一百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第一百十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第一百十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第

三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第百十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。)に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

第百二十条 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項(同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第百二十一条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第百二十二条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第百二十三条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第百二十四条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文



部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分を政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天

然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第百二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第百二十五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

第百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画(以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間
- 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当

該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

五 文化庁長官は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

(認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

第百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更(文部科学省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

(現状変更等の許可の特例)

第百二十九条の四 第百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。以下この章及び第百五十三条第二項第二十三号において同じ。)を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第百二十五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

(認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

第百二十九条の五 文化庁長官は、第百二十九条の二第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体

又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。)の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第百二十九条の六 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第百二十九条の二第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(管理団体等への指導又は助言)

第百二十九条の七 都道府県及び市町村の教育委員会又は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

## ○文化財保護法施行令

制定:昭和50年9月9日政令第267号

最終改正:平成31年3月30日号外政令第129号

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、当該都道府県の知事。以下同じ。）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第二十一条第二項（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第四十六条の二第二項及び第二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係る

ものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会（当該指定都市が特定地方公共団体である場合にあっては、当該指定都市の長））が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内におい



て行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会（当該指定都市等が特定地方公共団体である場合にあつては、当該指定都市等の長。第七条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項、第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十一条に規定する管理団体（以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。）内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会（当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五

条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第一百五十一条（法第二百十条及び法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館

相互間における譲受け又は借受け  
ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。))を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。))における現状変更等

二 法第三百十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。))及び第三百十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行(前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。))

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府

県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

## 〇つがる市亀ヶ岡石器時代遺跡等保護条例

平成 17 年 2 月 11 日条例第 101 号

(目的)

第 1 条 この条例は、亀ヶ岡石器時代遺跡等の重要遺跡(以下「遺跡」という。))及びその出土品の保護及び活用が適切有効に行われることを目的とする。

(保護、保存)

第 2 条 市民は遺跡及びその出土品が古代先史及び文化研究の好個の資料となり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保護、保存に協力しなければならない。

第 3 条 出土品の所有者その他の関係者は文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 4 条第 2 項の規定に基づき出土品を公共のために大切に保存し、これが散逸、隠滅の防止に常に留意するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に応じなければならない。

(発掘の禁止)

第 4 条 遺跡指定地内に埋蔵されてある文化財は、文化財保護法の規定による手続を経なければこれを発掘してはならない。

(施設)

第 5 条 市は、遺跡及びその出土品の保護、保存上必要があると認めるときは、財政の許す範囲内において適当な施設をなすものとする。

第 6 条 この条例は、国史跡「田小屋野貝塚」及びその他新たに国及び県等の史跡となった遺跡についても準用するものとする。

## 〇つがる市景観条例

令和 2 年 5 月 1 日 施行

令和 2 年 3 月 17 日条例第 19 号

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めることにより、地域の特性を生かした良好な景観の形成及び保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）景観計画 法第8条第1項に規定する景観計画をいう。

（2）景観計画区域 法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。

（3）建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。

（市の責務）

第3条 市は、良好な景観の形成に関する方向性と将来像を示し、総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

（市民及び事業者の責務）

第4条 市民は、地域の景観の形成に関する理解を深め、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

2 事業者は、自らの事業活動が地域の景観に影響を与えることを認識し、事業活動を行うに当たっては、景観に配慮するとともに、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

3 市民及び事業者は、市が実施する景観形成に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 良好な景観の形成に関する施策

### 第1節 景観計画の策定等

（景観計画の策定）

第5条 市長は、法第8条第1項の規定により、景観計画を定めるものとする。

2 市長は、前項の景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、つがる市景観審議会の意見を聴かななければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（景観計画区域等）

第6条 景観計画区域は、次の各号のいずれかの地域に区分するものとする。

（1）一般景観地域（次号に掲げる地域以外の地域をいう。）

（2）特定景観地域（市長が良好な景観の形成を図る上で特に重要と認める地域をいう。）

2 法第8条第2項第2号に規定する良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、前項各号に掲げる地域ごとに定めるものとする。

### 第2節 行為の届出

（届出を要する行為）

第7条 届出を要する行為は、法第16条第1項各号の規定によるものとする。

2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

（1）土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採及びその他の土地の形質の変更

（2）屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及びその他の物件の堆積

（3）水面の埋立て又は干拓

（4）特定景観地域内で行う木竹の伐採

（5）土地に自立した太陽光発電

3 第1項に掲げる行為に係る法第16条第1項の規定による届出は、行為の種類、場所、設計又は施行方法及び着手予定日を記載した規則で定める届出書を提出して行わなければならない。

4 前項の届出書には、規則で定める図書を添付しなければならない。

5 第1項各号に掲げる行為に係る法第16条第2項で定める事項は、当該行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（事前協議）

第8条 法第16条第1項第1号に規定する行為のうち、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長と協議しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときはこの限りではない。

（1）高さが13メートルを超える又は地階を除く階数が4以上の建築物の建築等



(2) 延べ面積が 1,000 m<sup>2</sup>を超える建築物の建築等  
(助言及び指導)

第9条 市長は、良好な景観形成のため必要があると認めるときは、法第 16 条第 1 項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る行為に関し必要な助言又は指導を行うことができる。

(勧告及び公表)

第 10 条 市長は、届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、届出をした者に対し法第 16 条第 3 項の規定により勧告をすることができる。

2 市長は、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、勧告の内容を公表することができる。

3 市長は、前項による公表を行おうとするときは、あらかじめつがる市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(届出を要しない行為)

第 11 条 法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 法第 16 条第 1 項各号に規定する行為で、規則で定める規模以下のもの

(2) 法令又は他の条例の規定により許可、認可、届出等を要する行為のうち、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定めるもの

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、これらに準ずる行為として規則で定めるもの

2 前項第 1 号の規則で定める規模は、第 6 条第 2 項の地域ごとに定めることができる。

(行為の完了後の勧告)

第 12 条 市長は、第 7 条の規定による届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る行為に関し必要な措置をとることを勧告することができる。

2 第 10 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の勧告について準用する。

(以下略)

## 〇つがる市景観条例施行規則

制定：令和 2 年 3 月 19 日規則第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）及びつがる市景観条例（令和 2 年つがる市条例第 19 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観計画の軽微な変更)

第 2 条 条例第 5 条第 3 項で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 法第 8 条第 2 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる事項並びに同条第 3 項の方針の変更

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める変更

(届出を要する行為)

第 3 条 届出を要する行為及び規模は、一般景観地域にあつては別表第 1 に掲げる大規模行為、特定景観地域にあつては別表第 2 に掲げる特定地域内行為とする。

(行為の届出)

第 4 条 条例第 7 条第 3 項の届出書は、景観計画区域内における行為届出書（様式第 1 号）による。

2 条例第 7 条第 4 項の規則で定める図書は、別表第 3 に掲げる図書とする。ただし、行為の規模により市長が認める場合は、添付図書の一部の添付を省略することができる。

3 行為の届出は、前項の書類を添付して、行為を着手する日の 50 日前までに行わなければならない。

(景観計画区域内における行為の変更届出)

第 5 条 法第 16 条第 2 項の規定による届出は、景観計画区域内における変更届出書（様式第 1 号）により行わなければならない。

(基準に適合している旨の通知)

第 6 条 市長は、前 2 条の届出に係る行為が、つがる市景観計画に定められた当該行為についての制限に適合していると認めるときは、行為審査結果通知書（様式第 2 号）により、届出のあった日の 30 日までに届出者にその旨を通知するものとする。

(事前協議)

第 7 条 条例第 8 条の規定による協議をしようとする者は、同条に規定する行為（以下「協議対象行為」という。）に着手する 120 日前までであつて、かつ、協議対象行為の計画を変更できる時期に、事前協議申出書（様式第 3 号）に規定する図書を添えて市長に提出しなければならない。

(勧告及び公表)

第8条 市長は、条例第10条第1項の規定に基づく勧告を行うときは、届出のあった日から30日以内に勧告書（様式第4号）によりその旨を通知し、届出者に行為改善報告書（様式第5号）を提出させるものとする。

2 市長は、勧告に従って提出された行為改善報告書が適正と認めるときは、行為改善報告受理通知書（様式第6号）により、報告者にその旨を通知するものとする。

3 市長は、受理した行為改善報告書の内容が景観計画に定められた当該行為の制限に即した改善が認められない場合には、条例第10条第2項並びに第3項の規定に基づき、届出のあった日から50日以内に公表することができる。

4 前項の規定による公表は、次の事項について行うものとする。

(1) 勧告に従わない者の氏名（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

(2) 勧告に従わない者の住所（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

(3) 勧告の内容（景観計画区域内における行為の通知の手續）

（行為の通知）

第9条 法第16条第5項の規定による通知は、景観計画区域内における行為通知書（様式第7号）に別表3に掲げる図書を添付し行うこととする。また、通知の内容を変更する場合は、変更通知書（様式第7号）に別表3に掲げる図書を添付し行うこととする。

2 前項の通知又は変更の通知に係る行為について、国の機関等が自ら良好な景観の形成の観点からつがる市景観計画に定められた行為の制限への適合及び青森県景観条例（平成8年青森県条例第2号）第17条第1項の規定により定められた公共事業等景観形成基準への配慮を確認したものであるときは、当該検討の内容が分かる図書の添付をもって、前項の通知又は変更の通知に係る通知書の添付図書の一部の添付を省略することができる。

3 市長は、第1項の規定による通知又は変更の通知があつた場合において、法第16条第6項の規定に基づく協議が必要であると認めるときは、当該通知又は変更の通知を受理した日から30日以内に、当該国の機関又は地方公共団体等に対し協議書（様式第8号）

により協議を求めものとする。

4 市長は、前項の協議の必要がないと認めるときにあつては同項に規定する期間内に、協議が整つたときは速やかに、当該協議に係る国の機関又は地方公共団体に対し審査結果通知書（様式第9号）により通知するものとする。

5 第1項による通知又は変更の通知を要しない行為は、法第16条第7項に規定する行為とする。

（届出を要しない行為）

第10条 条例第11条第1項第1号の規則で定める規模は、第3条に掲げる、各別表の規模以下とする。

2 条例第11条第1項第2号の規則で定める法令又は他の条例は、別表第4に掲げるとおりとする。

3 条例第11条第1項第3号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 増築又は増床等で、当該行為に係る面積が10㎡を超えないもの

(2) 条例第7条第2項第2号に掲げる行為で、堆積の期間が90日を超えないもの

(3) 農業及び林業又は漁業を営むために行う土地の形質の変更

(4) 特に市長が認める行為

（以下略）

**別表第2** (つがる市景観条例施行規則 第3条関係)

特定地域内行為

行為種別	行為規模
建築物 (新築、増築、改築、移転、外観の変更)	延べ面積が10㎡を超えるもの 外観面積のうち10㎡を超える外観の変更
工作物 (新設、増築、改築、移転、外観の変更)	
壁状工作物	高さ1.5mを超えるもの
風力発電設備	高さが5mを超えるもの
柱、物見塔、電波塔、煙突、排気塔、高架水槽、電柱、鉄塔、屋外照明、広告塔、その他これらに類するもの	
彫像、記念碑、その他これらに類するもの	
電線路等	高さ10mを超えるもの
遊戯施設、製造施設、貯槽施設、汚水処理施設、立体駐車場、その他これらに類するもの	高さが5mを超えるもの又は 築造面積が10㎡を超えるもの
上記の外観の変更	外観面積のうち10㎡を超えるもの
開発行為	
土石の採取又は鉱物の掘採	法面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの 又は開発区域面積が300㎡を超えるもの
土地の形質の変更	
木竹の伐採	高さ5mを超えるもの又は 伐採面積が50㎡を超えるもの
屋外における物件の堆積	堆積の期間が90日を超え、かつ法面又は擁壁の高さが1.5mを超えるもの又は土地面積が50㎡を超えるもの
水面の埋立て又は干拓	水面の面積300㎡を超えるもの、法面の高さ1.5mを超えるもの
土地に自立した太陽光発電	事業の敷地面積が300㎡を超えるもの



## 史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存活用計画書

発行年月日	令和3(2021)年3月29日
編集機関	青森県つがる市教育委員会 〒038-3138 青森県つがる市木造若緑52 TEL 0173-49-1194(社会教育文化課) FAX 0173-49-1212(代表)
印刷所	有限会社 アート印刷 〒037-0011 青森県五所川原市大字金山字亀ヶ岡46-7 TEL 0173-34-4487



青森県つがる市教育委員会